

議 事 日 程

令和 8 年第 2 回浜中町議会定例会
令和 8 年 6 月 1 1 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 2 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 8	報告第 3 号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第 4 号	令和 7 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 1 0		一般質問
日程第 1 1	議案第 3 1 号	語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 3 2 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 3 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 1 4	議案第 3 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 5	議案第 3 5 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 6	議案第 3 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 7	議案第 3 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 8	議案第 3 8 号	令和 8 年度浜中町一般会計補正予算（第 1 号）

(開会 午前 10 時 00 分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和 8 年第 2 回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番田甫哲朗議員及び 7 番渡部貴士議員を指名いたします。

日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会委員長報告を行います。

令和 8 年第 2 回定例会開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は 6 月 4 日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会へ上程された議案等ではありますが、その件数及び内容については報告書に記載のとおりであります。

また、議事日程についても各議席に配付したとおりであります。

次に、一般質問ですが、議長に対し、議員 4 人から 8 件の通告がありました。

発言の順序については通告順によるものとし、時間制限 60 分以内の一問一答方式で行います。

報告、議案に関しては、順次、所定の方法により、審議を進めてまいります。

人事案件は、１６件であります。

議案第４０号ないし議案第４２号は、提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、簡易表決により採決いたします。

議案第４３号ないし議案第５５号は、提案理由説明の後、質疑を行い、１件ずつ起立により採決をいたします。

発議案は、本定例会へ１件上程されております。

発議案につきましては、関係する議員連盟による提案で、発議案朗読の後、趣旨説明、質疑、討論を省略し、簡易表決により採決をいたします。

以上、協議結果の主な事項について申し上げましたが、本定例会に通告のあった一般質問並びに上程された議案等の件数及びその内容を勘案し、慎重に協議を重ねた結果、本定例会の会期につきましては本日より１２日までの２日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営に対しまして、議員各位のご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第３ 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から１２日までの２日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から１２日までの２日間とすることに決定しました。

日程第４ 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第４、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。
次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。
これで諸般報告を終わります。

日程第 5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 皆様、おはようございます。

本日、第 2 回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

3 月 7 日、釧路地方自衛隊入隊予定者激励会が釧路地方合同庁舎で開催されました。

当日は、自衛隊関係者などの出席の下、この春から国防という崇高な任務に就く釧路地方からの入隊・入校予定者 22 名の新しい門出を祝い、激励いたしました。本町からも霧多布高校を卒業した 1 名が入隊しており、これから厳しい訓練を重ね、立派な自衛隊員としての活動を期待するところでございます。

4 月 1 日、町職員の事務分掌異動と新規採用の辞令交付式を行っております。

課長職では、異動が 9 名で、うち、昇格が 2 名、係長職では、異動が 9 名で、うち、昇格が 5 名、主査 11 名、係 16 名、新規採用者 3 名となっております。

4 月 3 日、新川西地区及び仲の浜地区の津波避難タワー建設に先立ち執り行われました地鎮祭に出席してまいりました。

当日は、それぞれの現場にて、工事期間中の関係者の安全と現場の無事故を祈願し、無事にタワーが完成することを願ったところであります。

4 月 14 日、浜中町地域おこし協力隊着任式が役場本庁舎で開催されました。

このたび、地域おこし協力隊として新たに 2 名が着任し、町長部局へは縁結びサポーターとして愛知県出身の新田陽子さんが着任したところであります。新田さんには、町内独身者の出会いの機会を創出するため、独身男女が自然に交流できるイベントなどの企画、運営やオンラインを活用した出会いの場づくりなど、行政や団体と連携した結婚支援を図り、人口減少対策と結婚、子育てがしやすいまちづくりに向けた取組に期待しているところであります。

4 月 15 日、根室市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事安全祈願祭が建設場所である根室市幌茂尻 70 番地 5 におきまして工事受注者の主催により執り行われました。

当日は、根室市、町関係者をはじめ、設計・施工関係者ら 48 名が参列し、根室市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事の安全成就を祈願してまいりました。

4 月 27 日、第 22 回有限会社浜中町就農者研修牧場定時株主総会が浜中町農業協同組合本所で開催され、令和 7 年度の事業内容及び決算が承認されましたので、参考資料とし

てお手元に配付させていただきました。

令和7年度は法人設立以来22年目となり、新規就農者研修牧場として着実に成果を上げていくところであります。昨今の酪農情勢のあおりを受けて、飼料や生産資材、光熱費の高騰はあったものの、経営努力により営業利益が計上できる内容となっております。

法人では、厳しい酪農環境にも対応できる酪農経営者を養成すべく、研修内容の充実を図り、運営面では、コスト低減による経営基盤の安定を目指し、努力してまいりました。令和7年度は研修牧場からの独立就農者はいませんでした。現在、研修生2組4名と単身1名が新規就農を目指し、研修をしております。

経営の内容でございますが、資料の3ページをご覧ください。

経産牛は141頭、法人全体の生乳生産量は1069トン、4ページの2段目の生乳売上高は1億1209万円となり、前年度と比較し、乳量で629トン減、生乳売上高も5510万円の減となりました。また、5段目の育成牛販売高1997万円のほか、町の負担金を含めまして、10段目の純売上高は2億1358万円となりました。

支出につきましては、経営費として、飼料費、養畜費、地代・賃借料などが33段目の1億5117万円、46段目の販売費及び一般管理費3923万円などであり、これらを差し引いた最終的な当期純利益は最下段の2066万円となりました。

当期利益額は、8ページの下段の令和7年度利益処分は2096万円となりますが、利益処分額として、利益準備金、配当金、別途積立金を控除した30万円が次期繰越利益金となりました。このことから、町へは当初予算計上どおりの20万円が配当されることとなりました。

次に、令和8年度の事業計画であります。研修生には、放牧の実施など、粗飼料を基本としたこの地域の酪農経営をしっかりと学んでもらい、浜中酪農の担い手となるよう、指導を行ってまいります。また、今後も、継続的な新規就農希望者の確保に向け、SNSやウェブ相談の実施などにより、浜中の取組を発信し続けるとともに、着実に浜中町に定着できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

11ページの令和8年度事業計画では、1段目の乳量は845トンを計画しており、これにより、収支計画は、10段目の準売上高1億3982万円で、経費の削減と効率的な経営に努め、経営黒字を目指し、努力してまいります。

以上、有限会社浜中町就農者研修牧場の運営状況についてのご報告といたします。

5月8日、地域活性化包括連携協定締結式が役場本庁舎で開催されました。

このたびの協定は、浜中町と佐川急便株式会社により、災害発生時における迅速な物資輸送や円滑な支援体制の構築、また、平時においても、地域の見守り活動や情報共有体制の強化といった地域の安全、安心の確保につながる取組を目的として締結したものであります。今後、観光振興や環境保全など、幅広い分野において連携を深め、町民の暮らしの充実と地域の活性化が図られるよう取組を進めてまいります。

5月24日、浜中町津波防災避難訓練を実施しております。

この訓練は、昭和35年発生の中越地震津波を教訓とし、今後起こり得る巨大地震・津波災害に備え、いち早く高台に避難することを目的として毎年実施しているものであります。

訓練内容ですが、午前6時30分に釧路沖を震源とするマグニチュード8の地震が発生、浜中町では震度6強を観測したと想定し、大津波警報が発令され、町は、海岸地区住民2805名に対し、避難指示を発令、町内18か所の避難場所に避難する訓練を実施しました。

また、地震から身を守る安全確保行動訓練、津波防災ステーションによる水門等閉鎖訓練、移動系業務無線による情報伝達訓練なども同時に実施しております。さらに、浜中消防署、浜中消防団、厚岸警察署などの関係機関による独自の訓練も行われております。

当日の訓練避難者は639名、関係者も含めての参加者は837名、避難対象者に対する割合は29.8%となっております。

なお、実施状況等につきましては、補足資料としてお手元に配付させていただいております。

また、同日午前10時から、防災意識の向上と行動力を高めるため、浜中町防災講演会を開催しております。

今回の講演会は、NHKアナウンサーの赤松俊理さんを講師に迎え、「『NHKの防災報道について』～命を守る呼びかけ・津波警報の伝え方～」と題し、赤松アナウンサーから、報道の視点を踏まえ、大変勉強となる講演をしていただきました。赤松アナウンサーが本町でも大変なじみのある方ということもあり、参加者が100名を超える講演会になったことに対し、町民の防災意識の高さを改めて感じたところでございます。

今後とも、津波避難訓練、講演会などの訓練、啓発活動に努めてまいります。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況等について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

酪農を取り巻く情勢ですが、春先の肥培作業は、降雪が非常に少なかったことから、平年より早く始まりました。その間、天候も安定しており、適度な雨も見られ、順調に終わったところであります。

農業改良普及センター釧路東部支所によりますと、期間中の日照時間及び降水量は、平年と比較しますと、やや温暖に始まり、草の伸びも早い傾向でしたが、ゴールデンウィーク頃よりやや肌寒く推移してきました。牧草の生育は、6月1日現在で、おおむね平年より2日程度早いとのことであります。全体的には、ここ数年と比較し、暑過ぎない気象経過により順調とのことで、また、生乳生産量につきましては5月末現在で前年度同期との比較で104%となっております。

今後は、昨年にも増して良質な牧草の収穫による生乳の増産につながることを期待しているところでございます。

次に、漁業の生産状況であります。

まず初めに、今年度の昆布漁につきましては、棹前昆布漁では、浜中、散布の両漁協が資源状況の調査を5月下旬に行ったところ、昆布の着生が少なく、生育も悪いことから、浜中漁協、散布漁協ともに棹前昆布漁の出漁を取りやめすることとなりました。

成昆布漁におきましては、浜中漁協は7月1日、散布漁協は7月10日から操業を開始する予定ですが、道東沿岸での高水温による生育不良は今年も懸念されているところであり、順調な生産が推移することを心から期待しているところでもあります。

次に、浜中漁協のホッキ漁ですが、桁引き漁は3月25日から5月21日まで操業、鎌堀漁は4月20日から5月30日までの操業で、5月末現在、水揚げ量は、桁引き漁、鎌堀漁を合わせて対前年比3.9%増の218.9トン、金額は9.2%減の1億3183万円となっております。

4月15日に解禁となったサケ・マス漁は、散布漁協のみ3隻が操業、5月末現在、水揚げ量は対前年比61.9%減の0.8トン、金額は54.4%減の251万円となっております。

春サケ定置網漁は、浜中漁協は5月11日、散布漁協は5月7日から解禁されており、5月末現在、水揚げ量は対前年比73.6%減の1.4トン、金額は68.2%減の285万円となっております。

そのほか、ツブ籠漁、花咲ガニ漁、アイナメ籠漁、コマイ小定置網漁などの操業が行われておりますが、昨年、特に浜中漁協で不漁でありましたコマイ小定置網漁が好調な兆しもあり、今年度、本町の全ての漁におきまして安全操業と豊漁を心から願うものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 皆さん、おはようございます。

さきの議会からの主なものについてご報告をいたします。

3月13日には町内3校の中学校と小中併置校において卒業式が挙行され、45名に卒業証書が授与されました。また、19日には町内3校の小学校で卒業式が挙行され、小学生39名に卒業証書が授与されました。どの学校におかれましても、参列した関係者から感動的な卒業式であったと聞いております。

4月2日には、令和8年の浜中町教職員辞令交付式が本庁舎で実施されました。

今年度は、異動してきた管理職5名及び町内異動を除く全ての教職員35名に辞令を交付いたしました。40分ほどの短い式ではありましたが、新しく始まる浜中町での教員生活に緊張感を持っておられる様子が強く感じられました。

7日には、入学式が、午前中は小学校3校、そして、午後からは小中併置を含む中学校4校で挙行されました。そして、翌日の8日には北海道霧多布高等学校で入学式が挙行されました。

今年度の新入学者は、小学校で昨年度比3名増の40名、中学校で昨年度比3名増の42名、高校で昨年度比1名増の16名、計98名となりました。新入生にとっては、これからの学校生活への期待と希望あふれる新たなスタートの日となりました。

14日には、浜中町地域おこし協力隊着任式が役場本庁舎で開催されました。

今年度、地域おこし協力隊として新たに2名が着任し、教育委員会へは地域スポーツコーディネーターとして北見出身の中村淳司さんが着任したところであります。中村さんには、本町のスポーツ活動の振興を推進するため、中学校部活動の地域展開に関する業務のほか、町民の健康増進、ウェルビーイングに向けた取組、地域スポーツ団体の運営支援など、今後、本町のスポーツ活動が持続できるよう、行政、学校、地域の環境整備の構築に向けた取組を担っていただけることを期待しているところであります。

24日には、奨学審査会が開催されました。今年度の給付金につきましては、昨年度と同様、大学生、短大生、専門学生は月額1万1000円、高校生については5500円で、また、同一家庭複数の場合も認めることとしてあります。今回の申請者は、大学生4名、専門学校生7名、高専生1名、高校生13名、計23世帯、26名でありましたが、審査の結果、22名に奨学金の給付を決定したところであります。

27日には、釧路振興局において、令和8年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、齊藤町長とともに教育長が参加してきました。

初めに、道教委から、令和8年度から2年間の配置計画が示され、釧路管内に係る計画内容につきましては、令和10年度に釧路商業高校と釧路明輝高校が再編、統合され、5学級の総合学科として新設校が誕生する内容であります。なお、使用する校舎は令和8年度に決定することとなっておりますが、校舎の適性から釧路明輝高校の校舎を使用することのようです。

5月1日には屋外体育施設がオープンし、7日にはパークゴルフ場、8日には温水プールが使用できるようになり、スポーツシーズンが到来いたしました。

7日、11日、18日には、町内の小・中・高等学校で教育長訪問を実施いたしました。

参観する中で各学校の児童生徒の授業を受ける様子が例年に比べて落ち着いている状況が見てとれました。このことについては、町内の学校で学校長が替わったのが1校だったことも起因するのかもしれませんが、いずれにせよ、令和8年度の各学校の教育活動のスタートがスムーズに進められている印象を強く持ちました。

また、協議においては、管理職から、昨年度の学校評価の結果に基づいた本年度の学校経営のグランドデザイン、さらには、転入された教職員の状況について、熱い思いの説明を受けたところであります。

11日の第1回散布地区学校運営協議会の開催を皮切りに、20日には霧多布地区、そして、今後、浜中地区、茶内地区で学校運営協議会の開催が予定されております。本年度第1回目の開催に当たり、教育長からは、各委員の任命とともに、本学校運営協議会の制度の趣旨について改めて説明をし、今後の本協議会の活発な交流活動を通してそれぞれの

学校が地域とともにある学校となるよう、委員の皆様にはお願いしたところであります。

12日には、浜中小学校の武田校長を所長とする新体制の下、浜中町教育研究所5月全体集会在総合文化センターで開催され、小・中・高等学校の100名近い教職員が参加いたしました。この全体集会を通じて、教師の指導力に直結する教職員の資質向上へ寄与する教育研究所の果たす役割について認識の確認がされたところであります。

23日には、総合文化センターで第40回少年の主張大会が開催されました。

町内の中学校4校を代表して、12名の生徒から、中学生らしい感性で、自分自身の内面に向き合い、見方や考え方を変えたり失敗を恐れずに挑戦したりすることの大切さをテーマにしたものと、視野を広く社会に向け、環境問題や昨今の物価高騰、少子高齢化、フードロスといった現代社会の課題に鋭く切り込んだ発表があり、全体として非常に聞き応えのある深い内容の主張ばかりでした。

審査結果を申し上げますと、最優秀賞は茶内中学校2年生の中澤千尋さんの「幸せであるために」、優秀賞は、散布中学校2年生の増井優希さんの「人生の選択」、そして、浜中中学校3年生の加茂なつきさんの「一步」のお2人に決定いたしました。なお、最優秀賞の中澤千尋さんは、来る7月25日に釧路市生涯学習センターで開催されます釧路総合振興局地区大会に本町の中学生を代表して出場いたします。

6月9日には、第79回北海道高等学校陸上競技選手権大会釧路支部予選会の男子やり投げ種目において、45メートル23センチの堂々の記録で地区優勝を納めました霧多布高校3年の檜山永汰さんが齊藤町長へ表敬訪問を行いました。

檜山さんは、今月15日から帯広市で開催されます第79回北海道高等学校陸上競技選手権大会に釧路管内の代表として出場いたします。活躍を期待するところであります。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 発議案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長。

○議事係長（村田直樹君） 発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日。

浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員成田良雄、田甫哲朗、三膳時子、渡邊秀治。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月11日。

浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第７ 報告第２号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第７、報告第２号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第２号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一般会計の専決処分につきましては、第１回定例会において議決をいただいた後に交付金や特別交付税等が確定し、財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を３月３１日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出、２款総務費では、ふるさと納税に要する経費で、ふるさと納税の個人版及び企業版の確定見込みにより９８５０万円を減額、基金積立金で、歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立てで減債基金積立金３４９８万円を増額するなど、全体では４５１５万２０００円の減額、７款土木費では、町道管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定により２８４６万８０００円の減額となります。

以上により、今回の補正額は７７００万５０００円の減額となります。

一方、歳入につきましては、１款町税では、町民税などの最終収納見込みにより全体で２１３５万１０００円を追加、２款地方譲与税から８款環境性能割交付金、１０款地方特別交付金及び１１款地方交付税につきましては、いずれも交付額の確定によるもの、１５款国庫支出金では補助金の確定により２３７万２０００円を減額、１７款財産収入では立木売払収入の確定により２１４万５０００円を減額するなど、全体では１６９万１０００円の減額、１８款寄附金では、社会福祉費寄附金、ふるさと納税の個人版及び企業版の確定見込みにより７７９９万円を減額、１９款繰入金では歳入歳出予算の確定見込みにより

財政調整基金繰入金１億５０６０万７０００円を減額、これにより補正後の歳入歳出予算の総額は１１１億６６９６万円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君）　これから報告第２号の質疑を行います。

５番川村義春議員。

○５番（川村義春君）　歳入、１２ページの地方交付税の特別交付税についてです。

当初予算は見込み計上で２億５０００万円でしたが、９６１２万８０００円の追加ということで、合わせて３億４６１２万８０００円となりました。伸びた要因について伺います。

あわせて、その中にも含まれると思うのですが、地域おこし協力隊に係る交付額がどのくらいあったのかについてもお知らせをいただきたいと思います。

次に、１４ページのふるさと納税（個人版）についてです。

８０００万円の減額というのは非常に大きいと思います。当初は１４億円を見込んでおりましたが、過大見込みだったのではないかなという思いもあります。

この１４億円については、それぞれ歳出予算の特定財源に振り分けて財源を割り当ててきたと思いますけれども、その影響はなかったのかどうか、お聞きしておきます。

次に、その下の雑入についてです。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構給与等戻入５７０万１０００円の皆増ということですが、この時期に戻入れというのはどういうことなのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、歳出の１６ページの地域振興に要する経費のうち、１８節負担金、補助及び交付金の結婚新生活支援事業補助についてです。

１１万９０００円の皆増だと思いますが、３月の最終補正で当初予算で９０万円がっていたものを皆減額してしまったのです。多分、その後に出てきたものだと思うのですが、その内容について、何組分なのかも教えていただきたいです。

○議長（落合俊雄君）　企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君）　議案書１２ページの特別交付税の増額のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、特別交付税につきましては、当初予算は見込み計上で堅く見積もって２億５０００万円としておりました。令和６年度の特別交付税の決算額が３億１８２１万円でしたので、結果として６年度と比較して特別交付税が伸びまして、前年度比の最終予算額につきましては２７１９万８０００円伸びたということです。昨年度との比較で申し上げますと、例年、同様の調査に基づいて数値を上げて国で算定しておりますが、地域おこし協力隊の分が６年度と７年度では変わっております。

特別交付税については額の内訳が一切示されませんので、何が要因かについては明確な

回答ができないわけですが、先ほど申しました地域おこし協力隊の計上のあるなしということがございまして、前年度比で2791万円伸びた要因として地域おこし協力隊の委託料が丸々入っているからではないかと推測しているところです。

次に、歳出の16ページの地域振興に要する経費のうち、結婚新生活支援事業補助についてです。

こちらは、議員がおっしゃいますとおり、実績なしと想定し、本年の3月定例会で減額をしたものでございます。3月定例会のご質問の中でも触れましたが、3月定例会を開催しているあたりで1組のご夫婦から相談を受け、係でお話を聞く中で条件に合致したということで支給対象になったものであります。

総額11万9520円の支給でして、内訳は、引っ越し費用が2万5520円、家賃の補助として2万500円、入居するに当たり敷金を支払うということでしたので、敷金の分が7万3500円となっております。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 14ページの釧路・根室広域地方税滞納整理機構給与等戻入についてのご質問にお答えをいたします。

現在、釧路・根室広域地方税滞納整理機構に本庁から1名の職員を派遣しているところです。この派遣職員1名分の給料、共済組合、福祉協会、地方公務員災害補償法負担金、事業主負担金につきましては、派遣協定書に基づき、整理機構が負担をするという取決めになっております。

このたび、令和7年度中の本職員の分が確定し、合わせて570万1105円となりまして、専決処分で精算させていただいたところです。こちらは町から7年度中に支出しておりまして、その分を滞納整理機構に最後に請求することになっております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 歳入の14ページのふるさと納税のご質問についてです。

ふるさと納税につきましては、結果としては当初予算から8000万円の減額となりました。ふるさと納税から経費を差し引いたものを基金に積みますので、そのことについて企画財政課からお答えをしたいと思います。

歳入としては8000万円の減額でしたけれども、積立額につきましては、最終の集計で令和7年度については6億1400万円弱を基金に積みました。令和7年度にふるさと納税の基金から充当して事業を行ったものにつきましては、集計としましては6億1800万円でしたので、おおよそ400万円強の基金が目減りしましたがけれども、当初計画した事業への充当は問題なく行えたと捉えているところです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 特別交付税の仕組みとして、具体的に協力隊が幾らだとは出てこないため、前年度との対比はできないが、前年度の確定数値から見ると、そんなに変わっておらず、2700万円ぐらい伸びたと捉えておけばいいということでした。そのうち、

地域おこし協力隊の分については、前年度よりも多く募集して実際に活動していただいているので、その分が多く入ってきたのだろうということで押さえておきたいと思います。

次に、14ページのふるさと納税の関係についてです。

ただいま説明がありましたとおり、特定財源に充当しているものについては影響がなく、400万円ぐらいが余ったということで理解しました。

次に、その下の釧路・根室広域地方税滞納整理機構給与等戻入についてです。

言われたように、1名の方が滞納整理機構で働いており、頑張ってもらっているということですが、戻入ということは滞納整理機構から浜中町が受け入れるということですよ。給与として570万1000円分を先に町から払っているから、精算として、給与と共済費等についての総額570万1000円を受けるということで理解していいですか、もう一度確認しておきたいと思います。

16ページの結婚新生活については了解しました。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 再質問にお答えをいたします。

今、議員が言われたとおりで理解していただけたらと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 歳出の16ページの地域振興に要する経費のうち、結婚新生活支援事業補助についてです。

3月定例会のときに説明がありました。その時点では、取りあえず90万円を皆減ということでしたけれども、現在、相談があるので、時期によっては新年度の予算での執行になるかも分からないということでした。それが令和7年度に間に合ったということで理解します。

これは、道の補助事業なので、町でどうこうできるものでもないのかなと思うのですが、要件の中に夫婦ともに39歳以下という年齢の縛りがございます。近年、晩婚化している中で、夫婦ともにという部分だけでも、39歳という年齢の縛りを解けば、もしかしたらもう少し利用されるのかなという思いもございます。

というのは、昨年度もそうでしたけれども、年度末で皆減、要は、執行されなかった、利用がなかった状況が続いているわけで、緩和等が図られればもう少しいい制度になるのかなと思うので、その点についてのお考えを伺います。

今回、1組に11万9000円の予算執行がございましたけれども、引っ越し費用ということでしたね。差支えがなければ居住されている地域をお示してください。

次に、その下の基金積立金のうち、企業版ふるさと納税基金積立金についてです。

3月定例会のときに現在までの件数と決め、新たに200万円の増ということです。その件数、そして、3月にも聞きましたけれども、企業の所在地を示していただければと思います。

次に、１８ページのその他社会福祉に要する経費のうち、２０ページの補助金の浜中町社会福祉協議会補助２１１万４０００円の減についてです。

令和７年度当初予算では４８２万５０００円ということで、６年度対比で３００万円以上の増となった経緯がございます。そのときの説明では、えぞふうろの介護事業での減収分を補填するために３００万円強を上乗せした当初予算ということでした。その上で、今回、２１１万４０００円はどのようにして減額になったのでしょうか。

あわせて、社協の事務方の人数等も含めた現在の体制について、分かればご説明ください。

次に、その下の在宅福祉に要する経費のうち、高齢者在宅生活支援事業委託料１１４万２０００円の減についてです。

これもたしか社協への委託事業かなと理解しているのですが、単純に１１４万２０００円が減額となった要因をお示してください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 議案書１６ページの地域振興に要する経費のうち、結婚新生活支援事業補助のご質問にお答えをいたします。

こちらの制度につきましては、まず、議員がおっしゃいますとおり、道の要綱でございますので、夫婦共々３９歳以下という条件については道の枠組みの中にあり、変えられないものだと考えております。

そして、町の独自の制度としてどうかということについてですが、現在、婚活等の協力隊員も募集し、婚活に向けた取組を始めておりますので、そういった観点から、他町の状況なども含め、内部で研究をしてみたいと考えております。

それから、今回、該当になりましたご夫婦の居住地ですが、浜中地区でございます。

次に、同じページの基金積立金のうち、企業版ふるさと納税基金積立金２００万円のご質問にお答えいたします。

このたび２００万円の寄附をいただきましたのは、札幌に本社があります企業１社からとなっております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） １８ページのその他社会福祉に要する経費のうち、２０ページの補助金、浜中町社会福祉協議会補助２１１万４０００円の減額についてご説明いたします。

こちらは、事務職員１名が出産によって育児休暇を取ることによって減額となったことが主なものです。実際には、人件費相当分２８万８３５６円がこの方の減額分となります。この方が欠員になったので、結果的にほかの職員が時間外等をする事となりまして、その額である合計７万６８７８６円を差し引きまして、２１１万４２７０円を返還していただくものです。

実は、３月の補正時にこの補正を検討したのですが、ほかの方の時間外手当の正

確な数字が出ないということで専決処分をさせてもらったという経過でございます。

次に、同じページの在宅福祉に要する経費のうち、高齢者在宅生活支援事業委託料についてご説明いたします。

こちらは、令和7年6月定例会において人件費1名分の計上漏れによって351万円の補正をさせていただきました。実は、委託料で計上されている職員の方のうち、2名が退職しております。退職してから9月まで欠員のままとなっておりますので、その2名分の空白期間の約2.5か月分について返還が生じるものです。

現在の社協の体制については、申し訳ありませんが、今、手元に資料がございませんので、後ほど資料を提供したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 資料がないということでしたけれども、知りたかったのは社協が担当している自立支援、あるいは、外出支援等の件数です。延べ人数は出ているのですけれども、利用されている実人数はどれくらいで、どういう体制になっているのかが知りたかったのです。

今は答えられないかと思うのですけれども、取りあえず答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時19分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続けます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 高齢者在宅生活支援事業に係る人数についてご説明いたします。

まず、自立生活支援事業ですが、現在利用されている方の実人数は48名となります。続きまして、外出支援サービス事業ですが、現在利用されている方が8名になります。

職員は、両方を合わせて4名で対応しております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） わざわざ下まで行って調べていただきました。

なぜそこにこだわったかをちゃんと言っておかないと、質問した以上、失礼かなと思いますので、申し上げます。

実は、後の私の一般質問に関係してくるのですけれども、現在支援を必要としている方の実人数の情報をしっかりと庁舎内、特に防災との共有が図られているのかが大変気にかかっておりました。

現在の状況で情報共有の体制は取られているのかどうか、伺います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） お答えいたします。

情報共有についてですが、現在、健康福祉課に名簿がございますので、それを基に情報共有を図っているところであります。

一般質問の今までの庁舎内での経過、現状、対応について改めて回答したいと思いますが、現在のところ、積極的な連携はあまり図られていない状況でございます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

日程第8 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、報告第3号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第3号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和8年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令の一部が改正され、令和8年3月31日付で公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要性が生じたので、3月31日付をもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、同日付をもって公布したところであります。

このたびの専決処分について、浜中町税条例の主な改正部分についてであります。軽自動車税では、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもの、町民税では、税額控除の適用期限の延長に伴い、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された市町村税条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（久野義仁君） それでは、報告第３号専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、令和８年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が令和８年３月３１日付で公布されたことに伴い、関連する浜中町税条例について一部改正を要することから、令和８年３月３１日付で専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、これに対応したところであります。

浜中町税条例の一部を改正する条例については、本則改正が２０項目、附則改正が２１項目、合わせて４１項目となります。

条文ごとの改正内容につきましては、配付しております議案関係資料の１ページから２６ページ、資料１の浜中町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照いただき、同じく、２７ページから３４ページの浜中町税条例の一部を改正する条例解説書により説明させていただきます。

それでは、議案関係資料の２７ページをご覧いただきたいと思います。

浜中町税条例の一部改正による本則の改正ですが、番号１の第１８条の３の納税証明事項、番号２の第１９条第１項第１号及び同条第２号の納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金は、いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

番号３の第３３条の所得割の課税標準は、特定大口株主配当等への特定配当等への追加、番号４の第８０条第１項ないし同条第３項の軽自動車税の納税義務者等、番号５の第８１条第１項ないし同条第４項の軽自動車税のみなす課税、番号６の第８１条の３の環境性能割の課税標準、番号７の第８１条の４の環境性能割の税率、２８ページの番号８の第８１条の５の環境性能割の徴収の方法、番号９の第８１条の６第１項及び同条第２項の環境性能割の申告納付、番号１０の第８１条の７第１項ないし同条第３項の環境性能割に係る不申告等に関する過料、番号１１の第８１条の８第１項及び同条第２項の環境性能割の減免、番号１２の第８１条の９の種別割の課税免除、番号１３の第８２条の種別割の税率、番号１４の第８３条第１項及び同条第２項の種別割の賦課期日及び納期、番号１５の第８５条の種別割の徴収の方法、２９ページの番号１６の第８７条第１項ないし同条第３項の種別割に関する申告又は報告、番号１７の第８８条の種別割に係る不申告等に関する過料、番号１８の第８９条第１項ないし同条第３項の種別割の減免、番号１９の第９０条第１項、同条第２項、同条第４項及び同条第５項の身体障害者等に対する種別割の減免、番号２０の第９１条第２項及び同条第７項の原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等は、いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

続いて、附則の改正ですが、番号２１の附則第７条の３の個人の町民税の住宅借入金特

別税額控除は法附則の削除に伴う改正です。

番号 22 の附則第 7 条の 3 の 2 の個人の町民税の住宅借入金特別税額控除、30 ページの番号 23 の附則第 8 条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、いずれも法附則の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正です。

番号 24 の附則第 10 条の 2 の法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合は、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

番号 25 の附則第 10 条の 3 の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、法改正に合わせて改正するものです。

番号 26 の附則第 15 条の 2 第 1 項ないし同条第 4 項の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、番号 27 の附則第 15 条の 3 の軽自動車税の環境性能割の減免の特例、番号 28 の附則第 15 条の 4 の軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、番号 29 の附則第 15 条の 5 の軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、31 ページの番号 30 の附則第 15 条の 6 第 1 項及び同条第 2 項の軽自動車税の環境性能割の税率の特例、番号 31 の附則第 16 条第 1 項ないし同条第 4 項の軽自動車税の種別割の税率の特例、番号 32 の附則第 16 条の 2 第 1 項ないし同条第 3 項の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例は、いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

番号 33 の附則第 16 条の 3 の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、番号 34 の附則第 16 条の 4 の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、番号 35 の附則第 17 条の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は、いずれも法附則の削除に伴う所要の整備です。

番号 36 の附則第 17 条の 2 の優良住宅地の造成のために土地等を取得した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正となります。

32 ページをご覧ください。

番号 37 の附則第 18 条の短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、番号 38 の附則第 19 条の一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、番号 39 の附則第 20 条の先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、番号 40 の附則第 20 条の 2 の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、番号 41 の附則第 20 条の 3 の条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、いずれも法附則の削除に伴う所要の整備です。

33 ページをご覧ください。

最後に附則ですが、第 1 条では施行期日を規定しており、第 2 条では固定資産税に関する経過措置を、第 3 条では軽自動車税に関する経過措置を、34 ページの第 4 条では浜中町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を規定しております。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

す。

○議長（落合俊雄君） これから報告第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから報告第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

日程第9 報告第4号 令和7年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、報告第4号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第4号令和7年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和8年第1回臨時会において、大規模運動公園変圧器ほか更新工事及び農業者トレーニングセンター変圧器更新工事、令和8年第1回定例会において、物価高対応子育て応援手当事業、浜中町水道基本料金負担軽減対策事業、新川西地区津波避難タワー建設工事に係る各事業及び仲の浜地区津波避難タワー建設工事に係る各事業について、事業の性質上、いずれも、その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の設定をさせていただいたところでございます。

このたび、翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し、報告する次第であります。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第4号の質疑を行います。

5 番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 31ページの繰越明許費の中で気になる部分がありますので、お尋ねしたいと思います。

民生費の児童福祉費の物価高対応子育て応援手当事業についてです。

この事業については、補正予算で物価高対応子育て応援に要する経費として1445万4000円が計上されておりまして、歳入として、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助として1340万円、事務費補助として105万4000円ということで、歳入歳出同額でツーツーなのです。そのような中で事業が進められていますが、今回の繰越明許費計算書を見ますと、1445万4000円のうち、1382万3884円が年度内に支払われておりまして、残りが62万6116円なのです。

今回、設定されている101万2000円に対し、年度内に支払った分を除いた未払い分が55万2950円と理解していいのでしょうか。また、未払い分の55万2950円の対象者は何名いるのか、聞いておきたいと思います。

数字自体は間違いないですが、内訳を理解したいと思いますので、お願いします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 31ページの繰越明許費繰越計算書の内容について、物価高対応子育て応援手当事業の55万2950円の繰越しについてお答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、55万2950円は、未払いと申しますか、未執行であった分を繰り越したものです。事業は大方固まっております、全てを支出したわけではなく、この内数で決算を迎えております。

事務費については、申し訳ございませんが、差し控えさせていただいて、実際に手当として支給された対象人数の説明をさせていただきます。

まず、当初は670名の2万円で1340万円と設定しております。繰り越す前の令和7年度は651名に2万円を掛けまして1302万円です。繰り越してからの令和8年度は、これまでに9名掛ける2万円で18万円を支給しております。

こちらの手当は、繰越し前と繰越し後を合わせて660名を対象として事業が確定しておりますので、ご理解願います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第10 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第10、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5番川村義春議員。

(5 番川村義春議員、質問席へ着く)

○ 5 番 (川村義春君) 通告に従い、一般質問を行います。

1 点目の質問事項は、J R 花咲線存続を求める町民の声を政府にということであります。

J R 北海道が提案した花咲線を含む赤字 8 区間の黄色線区への上下分離方式の検討方針に対する町長の考え及び今後の対応について、以下伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

1 項目めでありますが、J R の上下線の問題を議論する前に、歴史的な背景を押さえないければ、どうしてもこういう問題が出てきたのかが見えてこないことから、歴史的な背景として国鉄民営化の功罪について伺っておきます。

国が行った国鉄民営化の功績と民営化がもたらした弊害等について簡潔に説明していただければと思います。

なお、国鉄民営化については、答弁でもあると思いますが、1987 年に全国一元組織が解体されて地域ごとの旅客 6 社と貨物 1 社に分割、民営化されております。6 社というのは、J R 北海道、J R 東日本、J R 東海、J R 西日本、J R 四国、J R 九州となっております。これらも含め、功罪で有利になった部分や悪くなった部分があり、そういったことは国の施策がどうだったのかを判断する材料ですので、よろしくご答弁いただきたいと思ひます。

○ 議長 (落合俊雄君) 企画財政課長。

○ 企画財政課長 (渡部幸平君) それでは、ただいまの歴史的背景として国鉄民営化の功罪についてというご質問にお答えいたします。

まず、J R 北海道の経営悪化が国鉄民営化の功罪、あるいは、失敗という言われ方をしておりますけれども、こういった背景について、既に報道されている情報を基にご説明申し上げます。

まず、国鉄民営化につきましては、議員もおっしゃいましたとおり、国が運営しておりました日本国有鉄道を 1987 年——昭和 62 年に解体し、地域別の旅客会社、現在の J R 6 社と貨物会社 1 社に分割、移行させたという改革でございます。6 社につきましては、議員におっしゃっていただいたとおりでございます。

民営化の背景ですが、当時、国鉄においては、利用者の減少のほか、地方ローカル線など、多くの不採算の路線を抱えていたことから巨額の累積赤字が計上されておりました、経営については破綻状態であったということもございまして、国がそれまでの非効率な経営体質からの脱却として行ったと言われております。

当時の構想としましては、J R 6 社のうち、J R 東日本、J R 東海、J R 西日本の本州の 3 社につきましては、それぞれに大都市圏があること、また、新幹線で生じる運賃収入及び関連事業によりまして十分な収益が見込めることから、地方路線を維持できると国は想定していたようです。

一方で、J R 北海道、J R 四国、J R 九州の 3 社につきましては、当時、既に将来的に

は大きな赤字経営になるだろうと予測されておりまして、国としては、その補填策として経営安定基金を交付し、その運用益をもって赤字補填を行うことで路線の維持を図ることを想定していたとされております。

J R 北海道の発足時、国からは、経営安定基金として約 6 8 2 0 億円が交付され、当時の長期金利による運用益で赤字補填をする前提でございましたが、その後、時代は長期的な低金利政策となりまして、当初想定した運用益が見込めずに赤字が常態化し、J R 北海道の経営悪化を招いたとされております。

このように、国鉄民営化の失敗につきましては国の制度設計時の見込みとその後の時代の流れに乖離が生じたことが原因と認識しているところです。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 今、企画財政課長が詳しく答弁されたとおりでと思います。

まさに、後段で言われたように、国で経営安定基金 6 8 4 0 億円を出し、その展開、運用益でできるだろうということでしたが、見事に失敗したのですよね。それで、今、相当な赤字を抱えているということで、国に対して関与を求めるというか、国の支援は絶対に必要なことだと改めて思いました。

先ほど言われたように、本州 3 社については、国民負担の赤字補填の解消や黒字化ができ、サービスの劇的な向上のほか、駅ビル開発や商業施設を展開したことによってうまくいっているとのことでした。

その一方、3 島である北海道、四国、九州の J R については弊害しかないということで、地域格差の拡大、それから、ローカル線の廃止と地域交通の崩壊、安全性の軽視と利益優先の弊害が出てきているとよく言われておりました。私は、この問題が出てからずっといろいろなマスコミのものから切り抜きをしたり情報を集め、今、質問しているわけですけども、そういった実態で、特に J R 北海道については雪害などもあってなかなか利益率が上がっていかないということです。

赤字 8 路線の中の花咲線、あるいは、網走まで抜ける釧網線では、一生懸命、観光客を増やすための努力をそれぞれしているのです。それでも追いつかず、上下分離方式を J R 北海道が打ち出したということでもあります。

2 項目めの赤字路線の現状の実態についてお答えください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） J R 北海道の黄色線区の赤字の実態についてお答えいたします。

J R 北海道が単独では維持困難とする赤字線区の数には花咲線を含めて 8 区間で、これは通称・黄色線区と呼ばれておりますけれども、8 線区合計の令和 6 年度の収支実績につきましては約 1 4 7 億 9 4 0 0 万円の赤字と発表されております。

8 線区の赤字額について、発表されている内容を基に申し上げたいと思います。

まず、富良野線の富良野－旭川間の赤字額は 1 2 億 9 0 0 万円、次に、石北線の新旭川

一網走間の赤字額は49億9900万円、宗谷線の名寄―稚内間の赤字額は27億2900万円、根室線の滝川―富良野間の赤字額は11億円、根室線の沼ノ端―岩見沢間の赤字額は10億7100万円、日高線の苫小牧―鷗川間の赤字額は4億1400万円、釧網線の東釧路―網走間の赤字額は19億1900万円、最後に、花咲線の釧路―根室間の赤字額は13億5200万円ということです。

花咲線のための収支内訳について、発表されている数字を申し上げますと、営業費用15億3700万円に対し、営業収益1億8500万円ということで、差引きをすると先ほど申し上げた赤字額の13億5200円となります。

ほかに発表されている情報としましては、1日当たりの平均輸送量とされる輸送密度は令和6年度実績において217人、100円の収益のために要する費用とされる営業係数につきましては831円と発表されております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま、本当に詳しくお知らせをいただきました。

経営係数は、収益を得るためにかかる経費ということで、鉄道の採算性を示す数値、指標になるのですが、燃料費、修繕費などの営業費用を営業収益で割って算出し、100を超えると赤字というものです。

今、花咲線の赤字の話が出ました。13億5200万円という数字は、裏を返せば100円の収益を得るために813円の経費がかかっているということも報道されておりましたし、こういう現状だということを認識した上で今後の対応をしていくべきだなと思っています。

続いて、3項目めに入りたいと思います。

JR北海道が打ち出した上下分離方式の提案、協議については、沿線自治体の反発があって地域との協議は時期尚早という姿勢転換をしておりますが、今後の行方はどうなるのかを伺っていきます。

その前に、知事が4月の会見で言ったことが記事として載っていました。地域が主体となって維持するなら課題が多く、容易ではない、負担できない金額を負担する無責任な議論はできないと知事は述べ、自治体による財政負担は困難との認識を改めて示し、黄色線区だけを議論して経営自立ができるか、JR全体の収益をいかに増やすか、幅広い議論が重要だと述べて拙速な議論を避けるようくぎを刺したということで、私自身は知事の姿勢に対して力強く思った次第であります。

それを踏まえ、今後の行方について、どうなるのかを伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、上下分離方式を含め、JR北海道が4月に示した内容とその後の道内の反応などについて、議員の話の中にもありましたけれども、改めてご説明申し上げます。

本年4月15日、JR北海道は、黄8線区を維持する仕組みの構築に向けた当社の考え

についてと題したものを発表しております。

内容につきましては、ＪＲ北海道のそれまでの取組、黄色線区の現状、また、維持に向けた考えなどを示したことになりますが、ＪＲ北海道としましては、これまでの利用促進やコスト削減の取組を継続した上で黄色線区を維持する仕組みを構築したいということで、その仕組みとして４項目の案を提示しております。

その４項目について簡単にお話ししますと、一つ目は輸送体系のさらなる見直し、二つ目は踏切除雪や駅業務の自治体への移管、三つ目は駅舎等鉄道資産の自治体への譲渡、そして、四つ目は上下分離方式ということで、上下の区分については明確に定義されておられませんけれども、イメージとしましては、線路などの鉄道インフラや車両の維持管理を下部、鉄道の運行、営業については上部と見立て、これを分離して経営し、上部をＪＲが担い、下部の維持管理費などについては沿線自治体などで負担し合うことを想定していると思われます。

このように、上下分離方式につきましては四つの提案の中の一つとなりますけれども、ＪＲ北海道がこのような考えを示した背景もございます。

ＪＲ北海道は、令和６年度以降、３か年において国から１０００億円を超える財政支援を受けることになりましたけれども、それと同時に、自立経営のために抜本的な収支改善を図り、持続可能な交通体系の構築へ道筋をつける旨の監督命令を受けたとされておりまして、本年度が最終年度であることがこういった発表の背景にあると思われます。

ＪＲ北海道の考えが示された後、数日のうちに、沿線自治体の首長、それから、先ほど議員のお話の中にもありました北海道知事などのコメントが新聞報道で取り上げられ、様々な意見が掲載されております。

その中には、黄色８線区の沿線自治体は５１に上ることから、黄色線区問題は北海道全体の铁路の問題であり、沿線自治体だけで協議すべきではないといった意見も掲載されております。そういった経緯を踏まえ、ＪＲ北海道社長は上下分離案については地域と直接協議するのは時期早尚と説明し、国や道との調整を優先するといった報道がされております。

その後、自治体に対するＪＲ北海道からの情報発信や連絡は一切受けておりませんので、現在は協議が進展や再開をする状況にはございませんし、今後の行方については不透明な状況でございます。

○議長（落合俊雄君） ５番川村義春議員。

○５番（川村義春君） るる説明がありました。

その上で、上下分離方式については、綿貫社長が答弁されていたように、関係する沿線自治体との具体的な協議は避けている状況が見てとれます。

最後に話された協議の再開の見通しについては、今のところはまるっきりないということですが、これだけの赤字を抱えていて再開しないというのは変な話で、いずれ再開し、この４項目の以外に新たなものを持ってくると思うわけです。

4 項目めの質問ですけれども、全道の鉄路を持つ自治体レベルで赤字を埋める施策は、先ほどの知事の発言にもありましたように、赤字 8 線区だけでやるのではなく、北海道全体で考え、もうけているところもあるわけですし、全体にならすことによって存続可能な状況になるのではないかと考えております。

それにどういう考え方を持っているのか、これは政策的な話ですから、町長からお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えしたいと思います。

これまで、J R 北海道と黄色線区の自治体は、線区の維持を前提として、利用促進とコスト削減を進める取組をアクションプランとして実施してまいりました。私も花咲線アクションプラン実行委員会のメンバーとなっております。

ここ数年の花咲線アクションプランによる主な取組を申し上げますと、利用促進の取組では、いわゆる普通列車の観光列車化として、観光シーズンの車両増結や指定席化、さらには、別寒辺牛湿原などの景勝地での低速運行など、観光利用の強化や花咲線フリーパスの販売などが実施されました。一方で、経費削減の取組では、利用の少ない駅の廃止、また、利用の少ない時間帯の減便などが実施されております。

根室市長が会長を務めます根室本線花咲線対策沿線地域連絡協議会という組織も花咲線の維持、回復を図るために各関係団体と連携、調整を行っており、昨年 11 月に根室市におきまして花咲線プロモーションとして開催されましたサミットには、私も、登壇依頼を受け、パネリストとして参加し、花咲線と沿線自治体の活性化について意見を述べさせていただいたところです。

現在、質問にありましたとおり、全道レベルでの取組をしている施策はございませんが、J R のアクションプランは 8 線区全てで進められておりますし、各地域においてそれぞれの路線の維持に向けた取組がなされているものと認識をしております。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 町長から話があったように、8 線区それぞれでアクションプランをつくって取組をしているようですけれども、私は、知事も言っているとおり、全道レベルで取り組む事案だと思っています。

次の項目に入りますが、もし仮に、提案どおり、上下分離方式が導入されたとするならば、本町の財政負担は幾らぐらいになるのでしょうか。そして、国や道の支援はあるのかについて、見通しで結構ですので、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの J R の四つの提案の中の上下分離方式を採用した場合の本町の負担イメージをお聞きになられていると思っておりますので、イメージをご説明したいと思います。

J R 北海道が発表した数字を基にお話をさせていただきますと、まず、営業費用につい

ては15億3700万円とされております。それから、輸送に直接必要な費用である営業や運行、乗務員の関係の費用の内訳としては4億2400万円と発表されております。これを差し引きますと、11億1300万円ほどがそれ以外の経費となります。

これをJR花咲線の浜中区間の距離で案分した場合ですが、JR花咲線は営業距離が135.4キロメートルとなっております、そのうち、浜中町は35.4キロメートルとされております。これを割り返しますと26.14%となり、先ほどの維持管理費を11億1300万円とした場合でいきますと2億9093万8200円と算出しております。

ただし、先ほども答弁の中でお話ししましたとおり、上下分離方式がどういう区分なのかについては定義されておきませんので、車両や線路といったJRの設備関係は下部、運行、営業を上部とした場合の試算でして、最大値の試算と言えらると思っております。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいま、企画財政課長より、距離案分による負担金額をざっくりと述べさせていただきましたが、JR北海道の発表後、議論はストップしている状態にあります。そしてまた、国、道につきましても路線維持に向けた支援を行うといったことは明記しておりませんし、現在、我々は新聞報道等の掲載記事によって情報を知るという状況にございますが、進展を注視しながら今後の状況を見据えたいと思っております。

まずは、北海道知事が言われたとおり、沿線自治体の首長が一丸となって国に支援を求めていくことが一番大事になってくるだろうと思ひますし、国の支援なしでは維持は困難であると沿線自治体の首長全員が思っておりますので、そういったことも含めてしっかりと国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 企画財政課長から試算が出されました。

上下分離方式は、運営についてはJRが持ち、鉄路や駅舎関係は沿線自治体が持つということですね。

今、試算が出ました。26.41%で案分したら2億9000万円くらいという話でした。約3億です。今の当町の財政事情を見ますと、財政調整基金で11億円ぐらいしかないのです。そのほかに非常事態や災害のときに使える備荒資金組合超過納付があるけれども、それもいつ来るかが分からない地震や津波に備えるものです。これも災害みたいなものかもしれないけれども、これを使うのはまずやめたほうがいいなと思ひます。

3億円を出すとなれば、3年がたったら町の財調がなくなります。言ったら悪いけれども、標茶町は大変な状況になっているわけでしょう。当町もそうならないとは言えませんが、私が一番心配しているのはそこなのです。住民福祉を高める施策が行政の最大のポイントですが、そういった施策ができなくなります。ましてや、ハード事業についても、これから津波避難タワーが仲の浜・新川地区にできるし、来年は暮帰別にできるわけで、その元利償還金も負担していかなければなりません。そういうことを考えると、約3億円のお金を毎年度負担していくというのは全く無理な話なのです。

そういう認識を持った上で、最後に6項目めの質問です。

町長が答えていましたけれども、沿線自治体や根室本線花咲線対策沿線地域連絡協議会から国や道に対して意見書の提出をする考え方はないでしょうか。

議会議員の一員として、こういう財政出動が今後出てくるとすれば、大変だと思います。歴史的な背景からいって、それこそ、国鉄民営化したときの功罪が今現れてきて、幾ら国が補助金を入れてきているといっても、今後はもう出さないと言っているわけです。何とか沿線自治体で考えろ、JRで考えろ、北海道で考えろと言っているわけです。

北海道全体で考えるとしても、それに上積みして国の支援も絶対に必要だということを含めた内容の文章表現で意見書をぜひつくってほしいと思うのですが、その考え方について町長からお聞きしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 質問にお答えします。

国や道に対する意見書の提出ということですが、釧路市と管内自治体で構成します釧路地方総合開発促進期成会におきまして、来月28日から、道、国へ中央要望に行くことが決定しております。

提出されるものにつきましては、令和9年度の釧路地方開発予算等に関する要望、そして、意見提言書です。その中には釧網線、花咲線の維持存続に向けた支援について項目立てされておきまして、このことは期成会として強く要望することになると思っております。

花咲線単独での意見書の提出の予定は現在ありませんけれども、私も沿線自治体の首長としてしっかりと要望活動をしてまいりたいと思っております。

まずもって、黄色線区全体で51の自治体がございます。花咲線だけではなく、北海道全体で取り組むべき問題であると思っておりますし、国の支援なしでは存続は到底不可能であると思っておりますので、51ある自治体を挙げて北海道を巻き込み、国に対してしっかりと要望してまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 町長から力強い発言がありました。

町長、政治的な動きもぜひやってください。この道東から3人もの代議士が出ているのですから、そういう人方も巻き込んで国に対して積極的にやってほしいなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 一般質問の最中でありまして、この際、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 0時21分）

（再開 午後 1時25分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 2点目の質問をいたします。

質問事項は、復興計画策定のめどはについてであります。

私は、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震による津波被災を想定した復興計画について令和7年6月定例会で質問しております。答弁概要としては、事前復興計画の策定は必要という考えを示しており、その策定には、役場の関係部署、町民、特に若い世代との意見交換、協議を重ねていくことから長い時間がかかると言われていました。

そこで伺いますけれども、策定に向けての作業は既にされているのか、策定には長い期間が必要とのことです。おおよその策定期間を伺いたいと思います。

簡潔にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） まず、事前復興計画については、令和7年6月定例会でも答弁したとおり、その重要性については町としても理解しているところでございます。

そうした中で、策定に向けての作業として、策定作業に係る予算配分などはしておりませんが、現在までに既に策定した市町村からスケジュール感や策定方法の検討などについて情報収集をしております。

また、今後は、国や道の指針、それから、町のまちづくり総合計画との整合を図りながら策定の必要性や実施手法について検討していきたいと考えております。

続いて、策定期間について、実際に策定された市町村の例を参考に回答しますが、策定業務の委託事業者の選定などを含めると、およそ2年半から3年程度はかかるものと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 予算はついていないけれども、既に準備を進めていると理解いたしました。スケジュールなどの情報を得ているということですから、期待をしておきたいと思います。

策定期間は2年半くらいだと思っております。前に総合計画の話もちらっとされていたと思いますが、第6期の総合計画が令和11年で終了するということですから、それに合わせてやるとするとあと2年くらいでしょうか。そして、3年ごとにローリングしていくとなりますと2年くらいで11年度になってしまいますから、総合計画に反映させるとすれば来年あたりから予算組みをしなければ間に合わないのかなと思っています。

今月の8日にフィリピンでマグニチュード8.2の大規模な地震、そして、津波がありました。死者が30人以上いて、学校関係の倒壊もあったということです。あれもすぐにも復興しなければ大変だなと思います。

私が調べた中では、今、当町の防災計画の中にあるのは、たしか復旧計画ですね。その計画と復興計画はまた違うのだらうなと思っていますが、どうでしょうか。

地域防災計画を持ってきているのですけれども、255ページに災害復旧計画というものがあります。それとダブらせて考えてもいいのかなと思っているのですけれども、復興

と復旧ではまた違うので、その扱いがどうなるのかも気になるところであります。

いずれにしても、準備しているということですし、2年半ぐらいかかるということですから、できるだけ早く着手できるようにお願いしたいなと思います。

再度、お答えをお願いします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 地域防災計画における災害復旧・被災者援護計画は、災害発災直後から応急措置なども含めた復旧計画になろうかと思いますが、実際に事前復興計画をつくっている市町村の取組事例などを見ると、災害発生直後から復旧計画も含めて復興の完成期に至るまでの長いスパンの計画を組んでいますので、実際に自治体が復興計画をつくる段階においては、復旧計画も入れてつくるのが一般的であるということは情報として捉えております。

いずれにしても、できるだけ早くということで、まちづくり総合計画等との整合を図りながら検討していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ぜひお願いしたいと思います。

3点目の質問に移らせていただきます。

要支援者リストの作成と配付先はについてです。

障がい者や高齢者など、自力で避難できない方のリストを作成し、一人の犠牲者も出さない避難対策を講ずる必要があります。策定されたとして、配付先を確認したいです。あわせて、要支援者リストの具体的な活用事例について示していただくよう、よろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） まず、回答の前に用語の関係で1点補足します。

この後、回答に出てきます浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱における災害時要援護者という用語は、平成25年の災害対策基本法の改正により、要配慮者と避難行動要支援者に規定が変わっております。

要配慮者とは、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者としており、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、避難に特に支援を要する者としております。ですから、今回の質問における要支援者リストは、避難行動要支援者名簿となります。

これを踏まえた上で、本町における避難行動要支援者名簿の経過と現状についてご説明してから回答していきたいと思います。

本町では、平成24年に浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱を制定し、当時の対象者に対し、申請手続の周知を行い、結果、20名の避難行動要支援者名簿を作成しております。その後、平成25年8月には、災害対策基本法の改正に基づき、名簿の作成が義務化され、令和3年には、名簿を基に個別避難計画の作成が努力義務とされてきたところで、本町においては、平成25年の時点で名簿登録者数は17名で、この17名について

は個別避難計画を策定しております。

その後の個別避難計画の新規作成や更新については、関係機関との連携や事務手続等、業務が非常に煩雑化することから、全国的に見ても作成率は非常に低いものとなっているところで、本町においても個別避難計画の新規作成については停滞している状況でございます。

この現状を踏まえ、今後の本町での対応を回答します。

現在、本町には避難行動要請支援者の調査対象者が346名おります。その調査対象者について、まずは、庁舎内の福祉、介護、防災担当者等で連携し、名簿作成の優先度が高いと判断した災害時に自力避難が困難な要配慮者、かつ、家族や親類の助けも借りることができない方を内部情報の整理を行った上で選定し、避難行動要支援者名簿の作成を進め、個別避難計画の作成に活用していきたいと考えております。

また、ご質問の要支援者名簿が作成された後の情報提供先ですが、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱では、町内会・自治会、民生・児童委員のほか、その他災害時要援護者の支援または地域福祉に関わる活動を行っている団体として社会福祉協議会や居宅介護支援事業者、自主防災組織などを想定しております。

また、災害対策基本法では消防機関や警察なども提供先となっておりますので、提供の際には、個人情報の取扱いに配慮し、適切な提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 4点目の質問は、津波避難タワーにペットの居場所をということについてです。

家族の一員である犬、猫などの居場所は、津波避難タワーの屋上ということまでは聞いているのですけれども、正式に確保されているかどうかの確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 津波避難タワーについては、徒歩避難を前提としておりますので、ペットとの同行避難時には屋上に一時的に避難してもらおうと考えております。タワーの3階屋上部分には発電機と燃料庫の天井と壁がある部屋が2部屋ありますので、そこに避難をしてもらおうと考えております。

また、小型のペットであればケージに入れた状態で避難スペースにいることも可能ですが、実際に災害が起きた際の避難者の数やペットの数、アレルギー対応により、避難スペースに飼い主とともにいるか、屋上に移動するか、避難状況に合わせて対応が変わっていくと考えております。

いずれにしても、地域防災計画では、ペットについては飼い主の責任により同行避難を行うこととしておりますので、飼い主には、平時からの備えとして、ペットのケージや食料など、使用するものを事前に準備していただきたいと考えておりますし、そういった周知も必要だろうと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） ペットの扱いについては臨機応変に対応できるということですね。例えば、猫などの場合についてはケージがありますから、避難集会施設の中に仕切りを設けるなど、臨機応変に対応できるということですね。

これについても、家庭動物等対策計画ということで、この計画の 195 ページにきちんと定めがありますので、このとおりに運用していただければいいなと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

（5 番川村義春議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春議員の一般質問は終了しました。

次に、6 番田甫哲朗議員。

（6 番田甫哲朗議員、質問席へ着く）

○6 番（田甫哲朗君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

最初に、ただいまの 5 番議員への答弁ですが、平成 24 年に策定されていた要援護者支援制度実施要綱の名目が変わったということでしたので、まず、現在、町の要綱にある災害時要援護者支援制度実施要綱についてお尋ねいたします。

令和 9 年度——来年度の暮帰別の津波避難タワーの完成をもって取りあえずはめどが立ち、ハード対策の部分でできることはほぼ終了するのかなと思っております。

今後、残るソフト対策について精力的、重点的に取り組んでいかれるものと思いますけれども、現在、町防災対策室としての計画、あるいは、取り組んでいるソフト対策について、現状をお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 現在、本町で取り組んでいる主なソフト対策を申し上げますと、毎年 5 月 24 日に実施しております津波防災避難訓練と防災講演会、毎年 11 月に実施しております防災総合訓練がございます。

防災総合訓練は関係機関との連携強化を目的としておりますが、より実働的な内容を目的として、昨年、初めて消防、警察、自衛隊などの関係機関と災害図上訓練を実施しております。この訓練では、実際の災害時において、初動の動きや連絡体制の確認、それから、応援部隊の拠点の確保などについて実施しております。

次に、今後検討しているソフト対策についてですが、令和 7 年 7 月に発生したカムチャツカ半島付近の地震及び 12 月に発生した青森県沖の地震による避難行動時の課題を基に勤務時間内及び休日等の勤務時間外における職員配置を見直しております。これにより、災害発生の時間帯にかかわらず、7 か所の指定避難所については職員を配置できるようにしたところです。それを踏まえ、令和 8 年度には、職員を対象とした避難所運営ゲーム——HUG の実施を予定しております。

また、同じくカムチャツカ半島付近の地震による避難での課題を基に、5 月 24 日の津波防災避難訓練において、今までは、職員を配置し、準備を整えた状態で訓練を実施して

きましたが、今後検討しているのは、職員は配置しますが、避難施設やコンテナを施錠した状態で訓練をスタートし、避難者が自ら施設やコンテナを開錠して移動系無線機を起動し、本部からの連絡に対しても避難者が受け答えするなど、まずは連絡体制の構築を避難者自らができるようにしたいと考えております。それが定着してきたら、次は、受付なども避難者が行っていくなど、訓練内容を段階的に変えていきたいと考えております。

また、5番議員の質問にもありました避難行動要支援者名簿の作成についてですが、令和8年度中には名簿の更新を完了させ、個別避難計画の作成に結びつけていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 防災総合訓練等は大変重要なことであり、取り組んでいるということは理解しますし、評価いたします。

5番議員の質問と重複してしまう部分もあるのですが、私が思うには、ハード事業でつくった避難施設を活用し、住民の犠牲を減らすためには、住民の意識もありますけれども、ソフト対策、逃げる訓練が一番重要なのだらうという思いでこの質問に至っております。

2点目ですが、平成24年に策定されている実施要綱では、要援護者という言葉ではなく、要配慮者と避難行動要支援者という名称になったということです。この後に質問する内容にもよるのですが、まず、名称が変わることによって今ある制度の実施要綱は改正されるのでしょうか。名称が変わる以上、全部改正になるのだらうと思うのですが、改正する方向で行くという考えでよろしいのでしょうか。

また、今、名簿については令和8年度に完成と言いましたか、何年度と言いましたか、再度確認させてください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 避難行動要支援者の名簿についてですが、令和8年度の完成を目指しております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 要綱の改正について回答いたします。

先ほどの防災対策室長からの説明にもありましたが、平成25年に災害対策基本法の用語の改正が行われておりますが、現時点において要綱の改正に至っておりません。

内容を精査しまして、一部改正になるのか、全部改正になるのかも含め、早急に対応したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 名称はともあれ、平成24年にこういう制度の実施要綱をつくった最も大きな目的は何だったのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 質問にお答えします。

こちらは、災害時に支援が必要になる方が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制を進めるため、必要な事項を定めるという目的で制定したものです。

経過としましては、前の年の平成23年に発生した東日本大震災におきまして、自力での避難が困難な高齢者や障がい者の方の死亡率が非常に高かったことなどが背景としてあり、全国的に体制の強化が進められたと認識しております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 改正後の話はともかくとして、現在の要綱について伺います。

まず、登録対象者となるのは、障がいのある方のほか、要介護度3以上の認定者、その他支援を必要としている者とあります。ここまでしか明記しておりません。先ほど、防災対策室長は、それに加えて必要であろう高齢者等の事例も挙げておりましたけれども、改正に当たっては、その他支援を必要としている者という表現ではなく、しっかりと明記する必要があるのかなと思うのです。

現行では、介護認定でいけば3以上となっていますよね。しかし、そこに至らない方もいますし、介護まではいかないけれども、生活支援が必要な要支援1や要支援2の方も当然おられるわけです。高齢者は、単身世帯にしても、夫婦世帯にしても、徐々に足腰が弱ってくる中できめ細かな対応が必要になってくるのかなと思います。

先ほどの5番議員への答弁では、改正後の名称で要配慮者の方は、現在、364名いるということでした。その中から避難行動要支援者の方を割り出していくのかなと思いますけれども、まず、明記の仕方について、改正後を踏まえて答弁をいただければと思います。

あわせて、改正に関連すると思いますが、4番目にある協力機関も現行制度ではうたわれております。そこでは、1に自治会・町内会、2に民生・児童委員、3としてその他災害時要援護者の支援または地域福祉に関わる活動を行っている団体となっておりまして、先ほど、室長は、社協など、個別の名称も出しておられました。

自主防災組織もありますし、その他というくくりではなく、どういう機関と協力連携が必要なのかをしっかりと洗い出した中で改正に生かしていただきたいと思うのですけれども、お考えを伺います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） お答えいたします。

要綱第2条第5項のその他支援を必要としている者と要綱第3条第3号のその他災害時要援護者の支援または地域福祉に関わる活動を行っている団体を具体的にというご質問でございます。

我々が想定している内容としては、例えば、地域防災計画において、毎年、その範囲が広がったりすることもございますので、「その他」という文言はこれからも使っていかなければならないのかなと思っております。

例えば、リストアップする中で、75歳以上の単身世帯や指定難病の方は変わりようが

ありませんので、しっかりと明記するとともに、支援される側と支援する側の双方が理解しやすい内容に改めるべきと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） この改正はいつ頃をめどに行うのか、今お答えできるなら答えていただきたいと思います。

今回の質問の趣旨は名称にこだわるものではないのですけれども、この際ですので、いつくらいまでには改正したいというお考えがあれば、加えて答弁をいただいております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） お答えいたします。

先ほど防災対策室長が説明したとおり、まず、対象者の洗い出しを今年度中に行うということです、この要綱の改正については少なくとも今年度中に洗い出しを行うまでに進めなければならないと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 先ほど5 番議員の質問にもありましたし、3 月定例会での同じく5 番議員からの質疑で、現在、この名簿は策定済みであるという答弁がございました。先ほどの答弁では平成25 年時点での名簿というお答えだったと理解しました。

当然、毎年、見直し、更新が必要だと思います。要支援者という言葉を使わせてもらいますが、平成25 年に避難行動要支援者名簿をつくったときは、この要綱の中にはいろいろとございまして、調査票等を配付して回収するという作業をされた後に平成25 年時点での名簿が作成されたのだらうと思います。

多分、それくらいしか方法はないのかなと思うのですけれども、平成25 年当時の集約の方法を答弁していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 質問にお答えいたします。

まず、登録対象者の洗い出しについて私から説明いたします。

現在の要綱の第1 号から第4 号までの要介護3 以上の方や障害者手帳をお持ちの方につきましては、健康福祉課で情報を持ち合わせておりますので、そちらからの洗い出しとなっております。

その他支援を必要としている者とは具体的にどういう方かを申し上げますと、指定難病の方や在宅酸素療法をされている方、小児慢性特定疾病の方、75 歳以上の単独世帯の方です。75 歳以上の方については庁舎内で把握できると思うのですけれども、それ以外の方については、実は役場にそういった情報がございませんので、保健所をお願いしてリストをいただき、登録者として洗い出しをするという流れになっております。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 当時でいう健康福祉課でつくった調査対象者に対し、災害時要援護者支援制度に申請しますかという周知を対象者に振り、その後、要援護者に申

請したいという手挙げ方式で申請をいただいたのが20名でした。その20名に関してリストを作成するのですが、リストの中身としては、指名、年齢から障がいの状態や要介護の状態が全て明記されたものを支援名簿として作成しました。

申請した段階で提供することへの同意も同時に取っていますので、災害等があれば、その名簿を提供することにしておりました。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 現制度にある支援調査票兼申請書を対象となる方々に配付し、その上で申請があったのが20人だったという答弁だったと思います。

まず、対象となるであろう方々に配付をしたということなのではけれども、対象となるであろう方々はどうやって決められたのでしょうか。健康福祉課で持っている情報を基に配付をしたと捉えるしかないのかなと思います。

何度も言いますように、介護認定や障がいの認定を受けた方は分かるのだと思います。しかし、避難するときに手助けが必要な方は、先ほどの話だと、75歳以上の単身の高齢者という位置づけだったようですが、単身であっても、夫婦であっても、高齢になってくると当然必要になってくるのかなと思うのです。

そうした方にも配付はされたという認識でいいのかどうか、確認いたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） ご質問にお答えいたします。

配付先についてですが、あくまで要綱に載っている方を対象として対象者全員に申請書を配付したということです。議員がおっしゃられている高齢世帯の方々については、リストアップされていないですし、申請書も送っておりません。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今年度中に名簿を作成するということでしたが、今年度中と言うと時間もございません。果たしてできるのかなという大変不安な思いもございます。

大事なものは、地域にどういう方がいるのかです。とてもではないけれども、1人で避難するのは大変だなというのが分かるのは地域の方々なのです。行政で幾ら名簿上で拾ったところで、それを把握するのは多分困難だろうと私は想像します。

今回、調査票をつくれ、それを基に名簿をつくり、個別避難計画をとということになるのだと思うのですが、最もマンパワーが必要なのは、多分、調査段階ではないのかなと思います。

先ほど室長も言ったように、令和3年に災害対策基本法で市町村の努力義務として個別避難計画の作成が義務づけられました。そして、令和5年度には、内閣府において、「個別避難計画の作成に取り組む皆様へ」というタイトルのものが各市町村に届いていると思います。当然、防災のほうでも押さえているのでしょうけれども、それを読んでみて、現実的だなという部分がありました。

先ほどの予算のときも聞きましたけれども、マンパワーが必要なこの段階で、情報共有

だけではなく、庁舎内で協力できる部署、さらには、先ほど出ました社協などの外部機関にもさらに協力を得て調査しないことには始まらないと思います。

それらを踏まえた上で令和８年度——今年度中に名簿の作成ができると現時点で考えておられるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） これまでの経過及び現状については先ほどの回答や５番議員の質問に対する回答のとおりですが、もう少し詳細に回答します。

まず、調査対象者は、今年度は３４６名であります。議員がおっしゃるとおり、この名簿を福祉、介護、防災の担当者間で共有し、自力避難が困難な方々をまずは選定します。その調査は、恐らく、その３課でできます。

その後、選定を終えた時点で、その情報を基に、地域もしくは自治会、民生委員児童委員等に協力をいただき、そのリストをお渡しして支援者の選定を協議していただきたいのです。そして、この方々は恐らく自力避難が困難だろうから、例えば、自治会や民生委員児童委員で協力や支援ができる方を探し、決めていただきたいと思います。その結果、この方になったというところから登録名簿の作成という段階に入っていきます。

実際に、今、地震・津波避難に関していうと、リストの選定まではあらかた終わっておりまして、この後、庁舎内の検討、協議に入りますけれども、３０名ほどが対象になってくるかなと考えております。

ここまでは先ほど言った３４６名に対してですけれども、例えば、議員がおっしゃっていた高齢者のみの世帯のほか、もっと詳しいことを言うと、要配慮者でいえば妊産婦や傷病者の方なども出てきます。

このあたりは、我々のほうでまずは選定した後、自治会や民生委員児童委員、社協などに協力をいただき、逆に、そちらから、このリストにはないけれども、こういう人が恐らく自力で逃げるのが困難だという情報が得られれば、追加をしていきたいと思っていますし、この方式で令和８年度中に避難行動要支援者名簿の作成までは完了できると考えております。

○議長（落合俊雄君） ６番田甫哲朗議員。

○６番（田甫哲朗君） 地域の自治会や町内なりにそういう状況を提供し、そのうち、自力での避難が難しい方を洗い出してもらうということでしょうか。違いましたら、再度、手順をご説明ください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） まずは、３４６名のリストを基に庁舎内の福祉、介護、防災担当者で自力で避難できない方のある程度は把握できますから、まずはメンバーを選定します。恐らく、これで３０名程度ぐらいまでに絞れると思うのです。

３４６名全てを自治会等に協力をお願いしますといっても、件数が多いとかなり難しいです。その結果が今までの流れの停滞につながっていますから、まずは庁舎内である程度

の人数を選定させてもらい、そこから協力機関に対して聞き取りなどの協力をお願いすることを考えております。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） なかなかのみ定めなくてごめんなさい。

要は、庁舎内の関係部署で346名の中から避難行動要支援者の方々を洗い出し、それが恐らく30名くらいではないかということですよね。

その根拠はどこにあるのですか。30名まで絞れるという根拠をお示してください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 現在、健康福祉課から得られた346名分のリストを防災対策室でいただきまして、もう既に選定をしているところです。そのリストのうち、恐らく自力で避難することが困難であろう方々を防災対策室の職員で選定済みであり、その結果、30名だということで、リストからの選定は終わっている状況です。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 分かりやすく要約すると、現時点で防災対策室で押さえている避難行動要支援者は30名くらいだということですね。それは、あくまでも、前要綱にあった対象者のうちということによろしいのでしょうか。

後段に私が言った高齢世帯のほか、室長がおっしゃったような妊産婦も場合によっては十分にあり得ることですが、そうした方は含めず、あくまでも前要綱の中で定めた対象者のうちは30名だという捉え方でいいのか、それとも、もう一步進めた中で実際の要支援者は30名だと押さえているのでしょうか。

もしそうでないのだとしたら、30名の方を地域の方々にお示しして協力をいただく中で、いやいや、こういう人もいるよという方が出てきたらリストに追加していく手法だと答えられたと思うのですけれども、そういう進め方で令和8年度中にはこの名簿ができるという考えですか。

30名が35名になるのか、40名になるのか、それはやってみなければ分からないということですが、現在、防災対策室で押さえている30名の方々の名簿を該当する地区の方々にお示しして協議してもらう中で、その名簿をお渡しして町内会や自治会で協議してもらい、回答をもらうという手法なのか、それとも、町も会議の場に参加して進めていくという方法なのか、どちらなのか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 先ほどのご質問の続きになろうかと思いますけれども、30名を選定した主な理由としては、要綱に基づく対象者のうち、単独世帯の方々は間違いなく自力避難が困難だろうということで絞っている状況です。

今後は、このリストを基に福祉及び介護との会議を重ねていく中で、このリスト以外に先ほど言ったような逃げるのが難しい方々がいれば追加していきます。

その後、リストが出来上がったら自治会等に協力を願っていくのですが、恐らく、自治

会は結構な数がありますので、自治会の役員会などに我々が出席して決めていくというよりは、自治会にお願いして話し合いをしていただいて決めてもらい、その結果を教えてもらうという流れになると考えております。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 今の答弁の名簿が確定した段階で自治会の方に決めていただくというのは、個別避難計画をつくる上での支援者を決めてもらうという答弁にも取れるのですけれども、そういう答弁だと捉えてよろしいでしょうか。

まさにそのとおりなのです。ただ、個別避難計画というものがありまして、要支援者に対して支援をする方の自筆での署名が必要になるのかなと思うのですけれども、そのハードルが高いなという気がするのです。

というのは、支援者となる方の責任の重さを考えたときに、個別避難計画をつくること が目的ではなく、誰々はすぐ隣だし、避難経路の途中だから支援するわというところから始まるべきだろうと思うのです。いきなり避難計画書をつくってください、そして、支援者の名前を記入してくださいということを地域にお願いして果たして進むかなという心配があるのですけれども、そこはどう考えますか。

要は、行政ができるのはそういう協議の場を設けることで、行政が誰々を誰々が支援してくださいとは言えないわけです。当然、支援する方も避難対象者であって、最も優先されるべきはご自身とご自身の家族ですから、その安全が確保されるという前提の下で初めてそういう支援ができるのだろーと思ひます。

個別避難計画に名前を書いていただくということはかなりハードルが高いような気がするのですけれども、そこについてはどう思ひておひりますか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 確かに、議員がおっしゃるとおり、個別避難計画に支援者として名前が載ったら、災害時はその人を助けねばならない責任があると思ひえると思ひます。

ただ、個別避難計画のガイドライン等にもありますけれども、議員がおっしゃるとおり、まずは自助が最優先であり、避難の支援はあくまでも任意の行為だということは記載されているわけひです。

ですから、先ほど、私の答弁の中で、支援者を決めてもらうのにまずは自治会に振って、我々はその協議に参加しないという話はしましたけれども、そういったことも踏まえると、例えば、自治会長などの全体会議の中で個別避難計画とはこういうものであり、決して責任を負わせるものではない中で決めていただきたひということをは説明してから協力をいただくことも考えて今後の事務を進めていきたくひと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） もちろん、前段のあくまで責任は負ひませんという説明は必要になってくるでしょうけれども、それをしてでもなお最も難しいものになってくるのかなと

思っております。

それは、これ以上ここでしゃべっても多分答えは出ないでしょうけれども、まずは地域の住民同士にしっかりと話し合ってもらうことが大前提です。その中で、例えば、俺が隣のばあちゃんを避難させるということを決めてもらい、それを実際に訓練等で実施してみ、これだけの時間的余裕があるという確約が取れて初めて個別避難計画書へ署名するのがベストではないかと思うので、併せてそういうことも考えていただきたいと思います。

先ほど、津波避難タワー等へは徒歩での避難が原則という答弁があったかと思います。ほかの地区もそうなのでしょうけれども、霧多布高校も含め、避難施設ができたとして、僕の足で歩いても半径50メートル以上遠のいてしまうと、ましてや、備蓄品や着替えなど、いろいろな荷物がある中では、極力、車でそばまで行きたいのが心情だろうと思うのです。

まず、車での避難を禁止するものではないという考えでいいのかどうか、端的にお答えください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 浸水区域内における津波避難タワーの扱いについてです。

原則は徒歩避難としておりますが、タワーを建てる段階の住民との説明会においても車で避難するよと言っている住民の方もおられます。ですから、車避難は絶対に禁止するというものではなく、場合によっては車で避難することも可能であるとしております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） その上で、話が戻るのですけれども、要支援者の方と一緒に避難するに当たり、車が大きなアイテムになるだろうと思います。

琵琶瀬しかまだできていないので、琵琶瀬しか見ていないですけれども、タワーに着いてから登るまでも時間が必要であることを考えれば、要支援者を乗せている車両が優先的に近くに駐車できるルールづくりが必要になってくると思うのですけれども、考え方をお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 津波避難タワーの今後の避難の在り方についてです。

対応としては、今後、作成する避難行動要支援者名簿ができれば、それに基づいて支援者が決定されますから、支援者の車が避難タワーのすぐ近くに駐車できるよう、例えば、上空写真を使い、こちらに支援者の車を止めてください、支援者ではないその他の住民については、徒歩避難が前提ではありますけれども、車で避難する場合にはタワーの直近ではなく、離れたところに駐車をしてくださいと自治会の中で周知してもらうよう、お願いしたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） それは絶対に必要だと思いますので、ぜひ徹底してやっていただきたいなと思います。

若干前後するかもしれませんが、霧多布保育所の現状の避難ルートについてお聞きします。

年長、年中であれば走って道路下のトンネルを渡って階段を上って避難道に行けると思います。ただ、年少や未満児となると、カートに乗せて職員が押したり引っ張ったりすることになると思います。

以前の防災総合訓練のときには、文化センターの前を反対側に横断して診療所のところから歩道を駆け上がるということでした。それが一番早いのだろうと思うのですが、訓練だからスムーズにカートが横断できたのかなという心配もございます。実際に災害が起き、警報が出たときには車が並ぶわけですね。そこをカートが横断するため、10秒なのか、20秒なのかは分かりませんが、車を止めてもらうことが絶対に大事になってくると思います。

職員も含め、住民のそういう意識の徹底、カートが見えたら渡すという共通認識を図る必要があると思うのですが、その考えについて伺います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 霧多布保育所の避難時のカート避難についてお答えいたします。

霧多布保育所園児が災害時に横断する場合の誘導等は保育所の職員が当たるほか、通常、保育所の園児が登所している場合は役場本庁舎も通常どおりに動いていることがほとんどですので、本町では、災害時の職員非常配備において霧多布保育所園児避難支援チームを配備しており、災害時には本庁舎から最大8名の職員が避難支援をすることとしており、その中で誘導やカート自体を押す役目を担っております。

また、議員がおっしゃるように、実際に災害が起きたときには訓練時とは違って車が周りを見ないで走ることも多々考えられます。保育所園児及び診療所の患者など、文化センター近くの横断歩道を渡る住民が一定数いますので、保育所の園児が通るとことのほか、災害時といえども、通行の際には十分に気をつけるよう、広報やホームページ、もしくは、自治会連合会の総会等で周知したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ぜひ、そういう認識を共有できるような体制づくりを進めてください。

最後の質問になります。

今日の行政報告にもありましたけれども、来年度、全ての避難施設が完成するわけで、避難訓練の方法は今後どうされていくのかについて伺いたいと思います。

最後の質問ですので、まとめますけれども、住民の方には自分で備蓄品等を用意されている方もおられるだろうと思います。その方が避難する際、着替えにしてもそうですし、肌着や下着は特にそうなのでしょうけれども、極力、荷物を減らすという目的で霧多布高校や今後できる津波避難タワーにあらかじめご自身の名前を書いた備蓄品等を備蓄してお

き、行政主導ではなく、あくまで地域主導で、年に1回なり、定期的に備蓄品の交換をするなど、ふだんからの自主的な訓練を目指していくべきだと思います。

今後の避難訓練の在り方についてどう考えておられるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 今後新しくできる津波避難タワー4基に限定しますが、今後の訓練についてです。

ほとんどの方が自分たちのエリアのタワーを分かっていると思いますけれども、出来上がってから、実際に自分がどのタワーに逃げるのかも含めて避難訓練を別に開催したいと考えております。

次に、議員がおっしゃっていた個人で用意する備蓄品や荷物を事前にタワーに用意しておくことについてです。

実は、琵琶瀬自治会は、琵琶瀬自治会長から、個人で用意した備蓄品を棚に置いておいてもいいかという要請がありましたので、そういったことはぜひやっていただきたいと考えております。

また、備蓄品の入替えも含めた訓練については、前回同様、5月24日の避難訓練時に併せて行うか、それとも、別にタワーだけで行うか、現状ではやると決めておりませんが、我々も訓練は非常に重要だと思っていますので、前向きに検討させていただきたいと思っています。

（6番田甫哲朗議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で田甫哲朗議員の一般質問は終了しました。

次に、4番三膳時子議員。

（4番三膳時子議員、質問席へ着く）

○4番（三膳時子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

私は、霧多布一の通の植栽ますの利活用について質問させていただきます。

かつて同僚議員が一の通の植栽ますの件で質問してから久しいですが、その間、町内会の高齢化やコロナ感染防止など、人が集まることを自粛せざるを得ない時期もあったと思います。しかし、最近では、まちなかの花壇が整備されてきているところが目に入り、町民からも花が長く楽しめていることがうれしいという声が聞こえています。とりわけ、昨年、火防線通のベゴニアの花が塩害にも強く、長く楽しめたことは町民からも高い評価を得ています。

また、近年、地域おこし協力隊のフラワーコーディネーターを迎え、活動してくれている姿を見えています。昨年のような整備をしてくれることを期待している一方、範囲が広く、大変だろうという声も聞こえています。

一の通の植栽ますは、既にきれいに活用しているところもありますが、手つかずの植栽ますや枯れたままの低木、防草シートを張ったままのところなどがあります。

今後、協力隊の力も借りて一の通の美化環境を考える手だてがあるのではないかと思います。

以下の質問をします。

防草シートを張ってから何年がたつのか、その間、使いたい方の要望を聞いたことがあるのかという質問をしているのですけれども、まず、防草シートを張ってから何年たつのかだけをお答えください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

過去の資料などを確認しましたところ、霧多布一の通の植栽ますの一部に防草シートが敷設されたのは平成２３年のことでした。したがって、防草シートを張ってからの経過年数は１５年となります。

○議長（落合俊雄君） ４番三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） １５年がたつんですね。

次の質問です。

私が調べた限りでは、そもそも、この植栽ますは、町が要請して整備してもらい、その後、２０年にわたり町民の皆さんと整備、管理してきた経緯があり、その後、管理が難しくなったということで、植栽ますの撤去も含め、防草シートを要請したということでした。

町として要請し、またすぐに要請を覆すことはなかなか言えなかったのではないかなと推測しますが、同僚議員が植栽ますの質問をしたのが平成２４年１２月です。現在、２０２６年で、１４年がたっていますが、この間、使いたいという方の声や要望に耳を傾けたことがあったのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびのご質問を受けましてから、先ほど申しましたとおり、企画財政課で過去の資料等を確認しましたので、その認識についてまずはお話しさせていただきたいと思います。

一の通につきましては、道道霧多布岬線ですので、原則、歩道の一部となる植栽ますは道の管理となります。これは、議員もご承知のとおりかと思います。そういったことで、当時の敷設作業は現在の北海道釧路建設管理部厚岸出張所で行ったということです。

それまでの経過についての認識をお話しさせていただきますと、まず、植栽ますにつきましては平成元年度から平成３年度に整備され、それ以降、植栽ますの管理に関しては沿道の自治会となります。一新会、樹徳会、中央会、共和会の四つの自治会が行っていましたが、平成２３年頃には一部の植栽ますに管理し切れない状況があったことから、釧路建設管理部厚岸出張所より、道路維持等の施工業者を通じて防草シートの敷設の提案がなされました。その後、町から各自治会へその旨を相談しまして、一部の自治会の意見等もございまして、同年、現在の箇所に防草シートが敷設されたということです。

議員のご質問の防草シート敷設以降に使いたいという方がいたかですが、防草シートを敷設した部分に関しては活用したいという要望を受けた記録は残っておりませんでした。

○議長（落合俊雄君） ４番三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 防草シートを張ったところはもう使えないというか、その当時は管理できないということで使っていた町内会の方たちもそれをお願いして張ったのだから、町民の方たちからまた使いたいという声は出なかったのだと思います。ただ、それから随分たっていますよね。

今、一の通を見ると、とてもきれいにしてくださっている方もいますが、とりわけ私が感じているのは、霧多布の一の通に入ってくるほうに防草シートが張ったままで、枯れたままの低木や防草シートの上にコケなども生えていて、みすばらしいなということです。霧多布大橋を抜けたところが目立つかなと思うのです。

現在、町内会なのか、個人の方なのか、整備してくださっている方がいらっしゃいます。その方たちの整備に当たっての材料費や花の苗の料金などの取決めはしているのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

現在、植栽ますの管理をしていただいているのは個人のボランティアの方々でして、このボランティアの方々は、皆さん、一の通沿いに住まわれている方です。

この経過についてもお話しさせていただきますと、防草シートが敷設された翌年度——平成２４年度に、自治会ではなく、個人で植栽活動を継続したいという方が現れまして、それをきっかけに町と各自治会で今後の管理方法を協議した結果、植栽ますの管理は、それまで自治会が行っていたものから、個人のボランティアの方が行うことになりました。そういった話を受け、その後、町が一の通沿いに住まわれる方々に意向を確認しまして、その中から賛同を得た方に花の苗を配付することになりました。

議員がおっしゃるとおり、それから１４年が経過する中で、現在はその当時とは管理する方が替わっておりますが、現在活用している植栽ますはボランティアの方が担当するものとそうでないものに分かれておりまして、管理者がいない植栽ますについては町の管理ということで高齢者事業団をお願いしてきたところです。

ちなみに、数量的なことを申しますと、現在活用されている植栽ますは５６か所ございまして、そのうち、ボランティアの方が管理する植栽ますは２５か所、残る３１か所は町の管理となっております。

それから、ご質問にあります利用上の取決めにつきましては、現在、特段の決まりがあるわけではございません。

次に、花の種類や苗の負担等がどうなっているか、現状について申し上げます。

現在、一の通の花の苗につきましては、北海道が行うふれあいの街ボランティア活動という事業に申請し、町が注文や購入をし、ボランティアへの配付を行っておりますが、苗の支払いについては北海道が行うという方式が取られております。

昨年度は、一の通に約１２００株が植えられました。ボランティアの方とは、例年、苗の配付の前後でお話をさせていただきまして、次年度の苗の数の増減のほか、管理者につ

いて変更があるかなどを確認し、準備を進めるようにしております。

一の通につきましては、購入する花の種類を現在は黄色のマリーゴールドで統一しておりますけれども、ボランティアの方々の植栽ますによっては、自主的にスイセンやチューリップ、サルビアやムスカリ、ペゴニア、コキアなどのマリーゴールド以外の花もたくさん植えられていまして、議員がおっしゃいますとおり、それぞれの個性を生かし、まさに彩りを与えていただいている状況です。

○議長（落合俊雄君） 4 番三膳時子議員。

○4 番（三膳時子君） 一の通のボランティアの方がとてもきれいにしてくださっているので、あそこに行くと気持ちがいいなと思いながら見ています。

今、防草シートを張っているところも使いたいということがもしあったら、剥がしてくれるのですか。剥がして使わせてもらっていいのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

冒頭に申しましたとおり、植栽ます自体が北海道のもので、防草シートを施工したのも北海道となりますので、断りは必要になるかと考えております。

しかし、もともと植栽をするということで道に設置していただいきましたので、恐らく、一度剥がし、数年でまた戻してくれということは難しいかと思いますが、許可はいただけるものと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4 番三膳時子議員。

○4 番（三膳時子君） 使いたいといって剥がしてもらったのにまたすぐということにはならないと思いますし、町として要請して防草シートを張ったのにまた剥がしてという要請もなかなかできないと思いますが、これだけの年数が空いたから言いやすいかなとも思います。

今、整備してくださっている個人の方の花の苗やまちとしての管理については分かりました。

3 番目の手つかずの植栽ますを使わせてもらいたいという要望についてです。

霧多布市街のメインストリートの植栽ますを手つかずなものですから、目についてきていると思うのです。剥がしてもらい、使ってまたすぐに防草シートを張るということにはならないように、今、ボランティアがやってくれていることを広く周知していただきたいです。

あんなふうにきれいにやりたいなという人も聞こえてきているのです。フラワーコーディネーターの仕事ぶりを見て、範囲が広くて大変なのではないかという話もありますが、きれいになっていたら気持ちがいいと私自身も思っているのです。私の感想ですけども、国道 4 号線から入ってきて茶内駅に向かう通りの茶内停車場線の花壇がとても気持ちいいなと思いながら通るのです。これは、茶内の町内会の皆さんのご尽力のたまものだと思います。それに比べ、新川十字路から霧多布市街に入る歩道や柵の雑草処理をも

う少し早くできないかなと思ってしまいます。

植栽ますを使いたいという人がいるのではないかと思いますので、広く周知し、個人や団体を募集してみてもどうかと思っているのですけれども、そういうお考えはありますか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、議員のお話にも出てきました地域おこし協力隊フラワーコーディネーターの主要な業務としましては、一の通や茶内駅などの市街地を中心としたエリアに植栽のプランニングをしていただき、彩ることとなっております。町としましては、町民や観光客、来訪者等、沿道を通る方に花を見て心穏やかに安らいでいただきたいといった思いで協力隊の募集をしたわけです。

フラワーコーディネーターについては、着任後になりますけれども、植栽ますの現状調査を実施し、その中で管理者を特定、把握し、管理をしてくれているボランティアの方と会話をすることで意見を聞き取る活動もしております。

また、植栽に関しましては、今月の25日から一の通の植栽を実施するという計画がございます。それに向け、自身も植栽ますの除草などの準備を現在行っておりますが、あわせて、ボランティアによる植栽の機運を高めたいということで、このたび、一新会、樹徳会、中央会の全戸へ自分で作成したチラシを自治会配付を利用して配付し、花植えサポーターを募るという活動もしております。

今回については、これまでの植栽ますの管理の経緯も踏まえ、3地区の住民へ向けた周知ということではありますが、多くの方がボランティアに関わって一の通の植栽をする、彩りのあるまちを目指すことは、町とフラワーコーディネーターが目指す理想の形です。つきましては、議員ご提案の団体や個人の植栽ます活用に向けた募集も実施してみたいと考えております。

本年度の植栽についてですが、苗の数などは既に昨年度ベースで発注が済んでおりまして、今月下旬には納品されますので、難しいですが、次年度の植栽に向けては、植栽ますの募集方法について、あまり広範囲になりますと飛び飛びとなってしまいますので、例えば、シートを張っている部分の範囲を絞って募集するなど、フラワーコーディネーターとも相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 前向きなお答えをありがとうございます。

町長も公務でいろいろなまちに出かけていると思いますけれども、きれいなまち並みを見る余裕があるときは気持ちがいいでしょうし、霧多布市街のメインストリートもきれいになったらいいなと町長も思いますよね。

ボランティアで活動してくださっている方やフラワーコーディネーターが頑張っている姿を見て声をかけたりしているところも目にしております。

植栽ますの利用について、本当に公募してほしいと思っているのです。でも、今お答え

になってくれたように、広範囲だったら大変ということもあって、ふるさと農園ではないですけども、このますみみたいなことから始めてもいいのではないかなと私自身は思っています。

町民も協力は惜しまないと思っているのです。これだけ時間がたって目の前がああいう状態になっているので、花を植えたいなという人も耳にしているものですから、今日、質問をさせていただきました。

町長、メインストリートがきれいになったらすてきですね。最後に、町長のお答えを聞いて終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、浜中町の短い夏をきれいに彩ってもらう目的で、今回、フラワーコーディネーターの方に来ていただきまして、本当に一生懸命にやられている姿を見ると頭が下がる思いでありますし、ほかの協力隊員の皆さんとともに、地域住民の方も巻き込みながら花壇整備をされておりますので、これからどんどんきれいになっていくのかなと思っております。

一番先に整備しました火防線の花壇はスギナで埋まっているような状況ですので、この後、担当職員も含めて除草作業をされると思いますけれども、きれいな花を咲かせ、浜中町に来てくれる多くの皆さんに和んでいただくような花壇づくりをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（４番三膳時子議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 ３時０６分）

（再開 午後 ３時４０分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、７番渡部貴士議員。

（７番渡部貴士議員、質問席へ着く）

○７番（渡部貴士君） 通告書に沿って質問させていただきます。

１次産業と観光業の連携による地域経済の持続可能な発展についてお伺いさせていただきます。

海水温の上昇による昆布資源の減少が深刻化しており、今年は棹前昆布漁の中止という事態に至りました。漁業従事者の多くが昆布漁である本町においては、漁業収入の不安定化、後継者不足、観光受皿不足という複合的な問題に対し、漁業と観光、加工、販売を組み合わせた複合経営モデルなど、抜本的な改革が必要であると思われます。

１、昆布資源の減少への対応と漁業者の所得安定化、複合経営支援についてお伺いいたします。

(1) ですが、海水温上昇による昆布資源の減少について、町の現状認識と道、漁協と連携した資源回復や養殖昆布などの検討状況についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 初めに、海水温上昇による昆布資源の減少について、町の現状認識をお答えいたします。

昆布資源の減少についてですが、近年の地球温暖化などにより、海水温が上昇し、北海道をはじめとする沿岸で天然昆布を中心に生産量が激減しております。

特に影響を受けたのが令和6年度の生産量で、北海道では前年度対比約30%の減、根室管内では57%の減、釧路管内では43%の減となり、道東においては全道平均を大きく上回る生産量の減少となりました。本町においても、令和6年度では前年度対比約37%減となり、過去に例がないほど生産量が落ち込みました。

これは、浜中町の沿岸は冷たくて栄養豊富な親潮が太平洋を南下する海域で、夏でも本来であれば20度を超えることがありませんでしたが、近年の海水温の上昇、さらには、黒潮由来の暖水渦の北上によって親潮の勢力が弱まり、令和5年度は海水温が平均を大きく上回り、20度を超える日が数日間続きました。

昆布は一般的に海水温が15度以下で生育され、高水温には非常に弱い性質と言われておりますが、この年の高水温により1年草の昆布が成長できず、枯れてしまったり、高水温によってより弱った昆布の根の保持力が弱まり、秋のしけ等で根こそぎ昆布が流されてしまったりした結果、翌年度の令和6年度の実産量に大きな影響を与えました。

このことに加え、次の世代の種である遊走子と呼ばれる胞子が岩盤などに定着して芽吹くには10度前後の海水温が適温とされておりますが、秋になっても海が冷え切らなかったことにより、胞子の成長や岩盤への着生ができないという事態が起きました。その結果、町長の行政報告にもありましたが、今年度、両漁協が5月下旬に調査を行ったところ、昆布の生育状況が思わしくないことから、棹前昆布漁を中止することになりました。

したがって、本町の資源は、年々、減少傾向でありましたが、特に近年の減少は海水温の上昇やそれによる環境変化によって予想もできないほどの事態であったと認識しております。

次に、北海道、漁協と連携した資源回復の状況ですが、まずは現在実施している昆布資源や昆布漁場を回復、保全する事業を継続することとしております。

一つ目は洗耕機による雑海藻駆除ですが、これは国の漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業を活用し、実施団体としては、漁業者で構成する団体が行い、国、道、町がそれぞれ支援することとしております。

二つ目ですが、昆布資源を枯渇させないということで、漁場を幾つかの区分に分け、禁漁区をつくることで漁獲制限を行うことのほか、棹前昆布漁を中止し、夏場の成昆布漁の資源を残すことで昆布資源の回復を図っているところです。

次に、新たな取組としましては、北大と浜中・散布漁協の連携により、昆布胞子の保全

への取組などを行っております。

北大の室蘭臨海実験所では、何年もの間、昆布の胞子を無菌状態で保存する技術があることから、本町のナガコンブの胞子を採集し、保存することで本町の純粋な遺伝子を絶やさずに永久保存する取組のほか、高温耐性を有している胞子を選抜し、培養することなどを試験的に行っており、今後、その胞子の活用方法について協議、検討されていくものとなっております。

また、釧路地区水産技術普及指導所と両漁協、さらには、町が加わりまして、昆布のほか、ホッキやアサリ、ホッカイシマエビ、エゾバフンウニなど、浜中町の沿岸で漁がある様々なものに対し、資源量調査や漁場環境調査を行い、助言や指導、支援をいただきながら資源保全・回復に努めているところであります。

次に、養殖昆布などの検討状況ですが、令和4年度から浜中漁協の青壮年部がオニコンブの養殖試験を実施しております。これは、近年の海水温の上昇により、今後、昆布資源の減少が想定されており、それに対応すべく、釧路地区水産技術普及指導所と連携して実施しているもので、この活動については町の職員も参加させていただいております。

この試験の養殖は、ロープに昆布の種苗を養成し、沖合と湾内の養殖施設で成長させるもので、令和7年度の収穫では、乾燥重量で沖施設で126.6キログラム、湾施設では32キログラムの収穫となり、年々、成果がよくなっていることから、町としては、今後におきましてもしっかりと連携しながら支援してまいりたいと思っております。

また、両漁協との養殖昆布の検討状況としましては、ナガコンブは、名前のごとく長いという特性から養殖に適さないということで、まだ養殖の事例がほとんどありません。このことについては、今後、研究機関により具現化が進んでいくものと思っておりますが、仮に現在の昆布漁を養殖昆布漁に移行するとした場合、まずは漁場調整という課題があります。

浜中漁協では、浜中湾、琵琶瀬湾がありますが、他の業種で埋まっており、さらには、現在の昆布漁の生産量を補う養殖施設を設置する場合、湾内には到底収まらないことが想定されます。また、散布漁協には湾がないことから、両漁協とも沖合での養殖が想定されますが、養殖施設は波やしけなどに弱い性質もあり、沖合の養殖は適さないという知見もあります。さらには、昆布漁の手法も大幅に変わることから、漁業者の理解も不可欠であります。

そのほかにも課題があることから、すぐに養殖を運用することには至っておりませんが、昆布の減少がさらに深刻さを増す可能性も視野に入れ、例えば、道南や日高などの養殖現場の視察などをし、研修すること、北海道や研究機関との連携により、養殖、さらには、天然昆布の資源保全について、新たな技術の導入なども視野に入れながら最悪の事態に備えていくこととしております。

いずれにしましても、まずは昆布資源の回復、保全に全力を傾けながら新たな施策について協議、検討を重ね、各漁協を中心に関係機関と連携しながら今後も取り組んでまいり

たいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま、大変詳しく説明をいただきました。

私は、数年前にUターンして漁業を継承しました。ちょうどその頃でしょうか、これからは気候変動や海水温の上昇によって昆布が消滅する時代が来るかもしれないと報道され、まさか、信じられないという思いでいたのですけれども、それから十数年がたち、実際にそういう状況を迎えつつあるのかなと大変心配な中、今シーズンを迎えたところでした。

それで今回このような質問をさせていただいたのですけれども、両漁協で養殖業などの気候変動に対応する漁業の継続の仕方を考え、青壮年部も取組に参加して進められているということでした。私も漁業者でありながら把握していないこともありましたので、ただいまの説明が大変ためになりました。

では、次の質問をさせていただきます。

（2）ですが、漁業者の副業、兼業（遊漁船・観光船業など）を支援するお考えはございませんでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 遊漁船や観光船産業などの副業、兼業を支援することについてです。

まず、現在の漁業者の副業、兼業の支援の状況についてです。

一つ目には、副業ということで、例えば、建設会社や加工場の事業所に従業員として従事する、または、出稼ぎで町外に出て仕事をするなどに対しましては、ハローワークなどとの連携により、求人情報の提供などを実施しております。

二つ目には、兼業ということで、例えば、商店や飲食店、水産加工販売など、漁業とは別の事業として行う場合は、既存の創業支援事業補助や地域経済活性化促進奨励補助により、起業や設備、さらには、特産品の開発やパッケージ作成を支援しております。

以上が現在までの取組となりますが、ご質問の遊漁船や観光船業に対する支援の考えについては、結論から申しますと、積極的に支援していくことには慎重にならざるを得ないと思っております。

これは、漁業者との利害関係によるものです。漁業者は、法律に基づき漁業権を設定しておりまして、自らの費用を投じて漁場の管理、資源管理を行っております。一方で、遊漁船や観光船業は漁獲制限が非常に難しく、増えれば増えるほど水産資源の減少を招くおそれもあり、さらには、漁場調整の困難さ、加えて、漁場環境の悪化にもつながる懸念があります。

また、近年では遊漁船や観光船業の重大事故が発生しておりまして、社会問題化しており、水産庁、国交省においては、法律改正を行い、むしろ規制強化を図っているところであります。

そのようなことから、遊漁船や観光船業においては、人命を預かる旅客ビジネスであり、

徹底した安全設備の導入、事故の際の保険加入などの事柄は事業者が自ら全体の経営に鑑みながら自己責任の下で行うことで事業者の安全に対する緊張感が保たれるものと考えております。

したがって、町としましては、産業としての拡大には慎重にならざるを得ないことから、漁業者だけではなく、全町民が、一部の業種だけではなく、全ての業種において新たな事業に取り組めるよう、現在の支援策を推進してまいりたいと考えております。

また、遊漁船や観光船業に対する許可や届出の申請は国や北海道に行うこととなっておりますので、遊漁船や観光船業の希望があれば、そちらをご案内することのほか、安全性を担保する設備の導入には一般社団法人の補助などもございますので、その案内などの間接的な支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今回、このようなご質問をさせていただいたのは、今年に限って棹前昆布漁が中止になったのではなく、数年前にもあったからです。

今後、資源の量が減るとなったとき、私自身もそうですが、漁業者としては6月の棹前漁がなくなったときに当初見込んでいた収入がなくなるわけですね。それを補填する何かを考えたとき、補助をくれではなく、浜中で不足しているもの、例えば、地域の課題である観光業に漁師が持っている漁船、操船技術、知識といった既存の資産を生かせる副業に参入しやすいのではないかと、所得を多様化することに有効ではないかと思ったのです。

多くの漁業者の方が既に漁業とは全く別の業種の仕事をされていたり、漁業者でありながら、ウニやホッキなど、昆布以外のほかの魚種も営まれたりして棹前漁業が中止になったことによる所得の損失はおのおので補っているのかもしれませんが、資源が減少してきたことが課題かなと思ひまして、今回、このような質問をさせていただきました。

大変詳しくご答弁をいただきましたので、承知しました。

次の質問に移らせていただきます。

2、観光受皿の整備と複合経営による担い手不足、制度化について伺います。

（1）ですが、空き家、空き部屋を活用した民泊の促進など、観光受皿整備に向け、町が許可取得支援、初期投資補助などをするお考えはございますか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、お答えいたします。

空き家、空き部屋を活用した民泊の推進についてです。

現在、空き家については、空き家バンクを通じて移住の促進や地域の活性化を推進しているところですが、ぜひ、こういったものも活用していただければなと思っておりますし、具体的な提案などがあれば協議できるかなと思っております。

その取得支援や初期投資補助に対しても、物件を再利用して民泊や新たな事業を始めるということであれば、手続に関する助言のほか、新たな創業支援事業に対する補助として、その内容によっては補助支援ができることがあると思ひますので、こういったお話があれ

ばこちらもぜひ活用していただければなと思っております。

○議長（落合俊雄君） 7 番渡部貴士議員。

○7 番（渡部貴士君） この質問は先ほどの質問と関連するのですけれども、補足をさせていただくと、棹前昆布漁がなくなって漁師の漁業所得が減り、それを副業で補うことができないか、先ほど申し上げた技術や知見などの資産を有効に使うという考えでさせていただきました。

子どもが就職されて空き部屋のあるお宅が多いかと思うのです。地域の観光課題ということで申し上げますと、宿泊施設が足りていないのかなと思います。地域おこし協力隊の発信により、キラコンテンツのラッコを鑑賞しに来る観光客のお客様が今年はさらに増えています。

私は観光客の方と触れ合う機会があるものですから、お伺いするのですが、地域の課題として、もう少し泊まる場所あったほうがいい、今日、私たちはどこでご飯を食べたらいいのだろうか、お土産屋さんはないのかといった指摘を観光客の方から提案していただいています。

課題があるということはチャンスだと思うのです。先ほどの話に戻りますが、漁師の知見や持っている資産を生かして副業に向かえないのかなということで今回このご質問をさせていただきました。

投資への補助に関しては、町の創業支援などがありますので、そちらを有効に使ってくださるとご案内するということで承知しました。

次に、（2）ですが、若い世代の担い手育成策として、漁業プラス観光、漁業プラス加工販売などの複合経営モデルを推進するお考えはございませんでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 先ほどの漁業者の兼業への回答とも重複する部分がありますが、例えば、観光業や加工場、さらには、小売店を起業する場合、現在の支援策である創業支援事業補助などで支援することとしておりますし、特産品の開発やパッケージ作成などは地域経済活性化促進奨励補助にて支援を行っております。

この支援事業は、人口減少などにおける産業の弱体化を防ぐべく、まちの活性化を推進するものでありますので、漁業者だけではなく、全町民が新たな事業に取り組む場合の支援策であります。

したがいまして、漁業者の兼業にも活用が可能な制度となっており、今までの実績としましても、漁業者が加工販売や飲食店などを起業する場合にこの制度を活用して新たな事業を行っておりますので、今後も同様に支援してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7 番渡部貴士議員。

○7 番（渡部貴士君） 質問の内容が先ほどのものと似ていますので、大体同じようなご答弁だったかと思います。

ここに関しましても、同じ提案になってしまいますが、私自身、漁業者が持っている知

見を地域の課題に向けて有効活用できないかと模索しています。個人ではなく、町なのか、観光協会のくくりになるのかは分かりません。ただ、先ほど先輩議員の一般質問の中でもありましたように、JR花咲線の存続に向けても観光業はとても重要なポイントであると思います。

ましてや、私たちの浜中町は、今、ラッコがすんでくれたことによって観光客の方がこちらを向いてくれているタイミングであります。ですから、漁業に限らず、漁業に加え、もう一つ、一般的には6次化という言葉があると思いますが、それに1次産業の従事者が取り組みやすいような施策を提案していただけると個人もそちらに向きやすいということでご提案させていただきました。

答弁としては承知しましたので、次の質問に移らせていただきます。

ラッコの観光、漁業、保護の三方よしを実現する仕組みづくりについてお伺いいたします。

ラッコによる天然ウニ、タコ、ホッキガイ、ハナサキガニなどの食害被害が深刻化しています。一方で、ラッコ観光は本町の重要な観光資源であります。観光客に食害の現実を伝え、ふるさと納税などを通じた応援循環をつくることでラッコ、漁師、観光客の三方よしを実現する仕組みづくりについてお伺いさせていただきます。

1、ラッコを活用した観光のさらなる積極的な展開をお考えでしたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

近年、本町のラッコの注目度が年々高まってきていることはご存じのとおりだと思いますけれども、観光客の皆さんが全国から足を運んでくださっていることに関しては大変うれしく思っております。しかし、その一方では、ラッコにとっては脅威となるといいますか、ドローンを飛ばして撮影する、遊歩道から外れてラッコに近づこうとするなど、マナーを逸脱した方が増えていることも事実です。

そのようなことから、現在、町のホームページや観光協会のSNS等においても鑑賞マナーを積極的に周知しているところです。また、今年度については、ドローン禁止看板を新たに作製し、霧多布岬やアゼチの岬に設置するなどの取組も進めております。

昨年度からは、観光協会でキーホルダーなどのラッコグッズなども展開しており、単にグッズを販売するだけではなく、霧多布岬に生息するラッコの自然環境の保全に対してご理解をいただきたいという思いを伝えるメッセージを添えつつ、販売を展開しているところです。

今後も、そういった思いを込めながら新たなグッズの開発等に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今ご答弁をいただいたラッコのグッズも、製造、販売したものがすぐに売り切れてしまうぐらい大人気なのです。私も知人に買うことはできないのかと頼

まれたのですが、詳しく知人に聞いたときにはもう完売していました。それぐらい人気のあるキャラクターになっているのです。

これだけラッコで観光客の方が来てくださっています。私も時間があるときに霧多布岬に行き、どこからの観光客の方が多いか、車のナンバーを見たり、話しかけてみたりしています。また、まあまあいい双眼鏡を持っているものですから、個人で観察に行った際にお客様に無料で貸してあげたり、お話ししたりする機会があるのですけれども、子どもを連れて鑑賞に来る方もいますが、子どもがいなくても、ラッコという愛らしい生態を見たいということで大人の方だけでも来ているのです。本州からのお客様もよくいらっやっています。何かのついでに来たのではなく、浜中にラッコを見に来たが主になっているのですよね。

ラッコに関しては、ラッコがすんでくれたから、お客様のSNSの発信によって、観光客同士で浜中を周知して来てくれた部分もあるかと思います。協力隊のほか、ラッコ博士というのでしょうか、そうした方の発信も含め、大変有名になっていますね。

事業者として思うのは、来ていただいている観光客の方にどうやってお金を使っていたかです。今、課長に答弁をいただいたグッズの販売は、数量限定が再訪につながっているのかと思います。ただ、これだけのキラーコンテンツですし、地域によっては観光業で成り立っている自治体もあるぐらいです。

一方、これも先ほどのご質問と関わってきますが、漁業者にしてみると被害を受けている部分もあるのです。

これは余談になるかもしれませんが、先日、岬にラッコを見に行ったとき、ラッコはかわいいのだけれども、俺たちは漁業被害を受けているのだよなという話を地域の年配の方が観光客の方に直接されていました。それがそこで終わっていただければいいのですけれども、どんどんエスカレートした内容になると、観光客の方もあまりいい思いをしないのかなと思ってそばで聞いていました。それもあり、漁業者がラッコを見に来たお客様から収入を得るという考え、仕組みづくりをできないかと思い、この質問をさせていただきました。

この後の質問もありますので、次の質問をさせていただきます。

2、ラッコによる食害とクラウドファンディングを活用した漁業支援のお考えはございませんでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ラッコによる食害に対する漁業支援であります。現在、町では、ラッコの食害による漁業支援について検討しているところですので、その検討内容について説明をさせていただきます。

ラッコの食害については、近年、漁業者からの指摘を受けているところでありまして、4月にも浜中漁協のウニ漁業部会より相談を受けました。

内容としましては、ラッコの食害がある中、町の観光資源でもあるラッコとの共生も必要であることから、自分たちでもしっかりと活動をしたいので、何かよい支援策を町から

提案していただきたい旨の相談がありまして、ふるさと納税などにも協力したいとお話がありました。

その相談も含め、食害への支援制度を検討していますが、現在の検討内容としましては、ラッコと漁業資源の共生ということで、まずは、漁業者、加工業者のお力をお借りし、潜水漁のウニを浜中天然ウニとしてふるさと納税の返礼品として全国に発信し、いただいた寄附は漁業者と漁協が行っている種苗投入の購入代の一部として町が支援し、漁業者、加工業者、漁協、さらには、町が一体となり、漁業資源を確保しながら絶滅危惧種であり観光資源でもあるラッコを守りつつ、本町の海洋環境を保全していくことを検討しております。

また、寄附者にその取組やストーリーなどを発信することで浜中天然ウニのブランド化にもつながるものと期待していますし、その他、ホッキ、タコ、ハナサキガニの食害対策にも通じるものになると考えております。

いずれにしても、現在はまだ協議中でありまして、これから漁業者、加工業者、漁協との協議を細部まで行い、決定していくものと思っております。

ご質問のクラウドファンディングの活用ではありませんが、それに近い考えである町外からの支援という意味では、ふるさと納税を主軸としながら、加工業者、漁業者、漁協、さらには、町民の皆様になんか納得していただける案を検討してまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 7 番渡部貴士議員。

○7 番（渡部貴士君） 浜中養殖うには、G I 保護制度で大変有名になっていますよね。養殖ではなく、潜水ウニをラッコがたくさん食べているので、それをふるさと納税の返礼品として使うということですね。大変すばらしい取組だと思います。

今後、今答弁していただきました潜水ウニ以外にも発展していただきたいという思いを抱いております。私も昆布漁とホッキ漁をやっていて、ホッキの桁引き網漁では船の上で選別をして小さいものはすぐに放流するのですが、翌日、近くの浜を散歩しているときに昨日放流した辺りでラッコがおいしそうにホッキを食べているのを見て、俺たちが放流したホッキをラッコが食べている、いっぱい食べろよと複雑な思いでいたのです。

提案したのはクラウドファンディングですが、ふるさと納税は大変いい取組かと思うので、魚種の幅を広げ、ほかの部会とも協議していただければ幸いです。

私は、事業者として、以前、現在も続いているふるさと納税の現地決済というものを提案し、やっていただきました。要は、お客様が現地に来て、支払いのときにふるさと納税決済できるという仕組みです。何日もかかるのではなく、今日、カヌーに乗ったら、払うときにふるさと納税でと。お客さんとしては3倍払うのだけれども、浜中に納税するよという思いでやっていただいた実績も何件かあります。

霧多布岬にラッコを見に来て、応援したい思いはあるけれども、どこに寄附したらいいのかが分からないというお客様に出くわしたこともあるのです。しかし、ふるさと納税と言っているうちに、帰ったら忘れた、違う商品にということになってしまうこともあるか

と思います。例えば、岬の看板にふるさと納税のQR決済を置いておき、ラッコ支援というQRコードでその場でふるさと納税ができる仕組みも私が以前やっていた現地決済という形で取り組めるのではないかと思いますので、ご提案させていただきます。

ラッコはかわいいです。しかし、漁業者でかわいいだけを言える人はなかなかいないと思います。私は、観光業をやりながら漁師でもあります。漁業者が今は静かに苦しんでいます。ただ、これが行き過ぎた保護になってしまうといけません。

例え話ですが、今、鳥獣保護区があることによってエゾシカの数が増え、人間が間引いてもまだ増えているのだと思います。行き過ぎた保護によって、食害が起き、今年、エゾカンゾウはどれくらい咲くのかというのが問題になっているかと思います。野生動物の行き過ぎた保護によって交通事故や食害、漁業被害が出てくるかと思いますので、今回は、行き過ぎた動物の保護をするのではなく、それでいかに稼がせていただくかという三方よしという言葉を使わせていただきました。ラッコが食べている分は漁師が失っている分だと思います。

最後に、三方よしという考えについて、町長のお考えをお伺いして終わりたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 今、議員からありました観光も、漁業も、保護もという三方よしの考え方についてです。

まずは、形こそ違えど、ウニ漁業部会の方々からも資源を守りながらラッコとも共生できるようなまちづくりをしたいという意見をいただいておりますので、それに向け、まずはウニから始めてそのほかの魚種にも展開していきたいと思います。

ラッコがいてくれるような水産資源が豊富なまちであるといったPRにもつながりますし、相乗効果にもつながっていくと思いますので、そのような意味で、資源回復も含め、漁業者とともに今後の発展に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

（7番渡部貴士議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で渡部貴士議員の一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

日程第11 議案第31号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第11、議案第31号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第31号語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、一般財団法人自治体国際化協会の定める月額報酬の見直しにより、3年目を迎えるJETプログラムの参加者の報酬額が1か月35万円から35万5000円に変更となったことから改正を行うもので、同時に報酬及び費用弁償の文言を整理するものであります。

なお、施行期日につきましては令和8年7月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第31号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第12、議案第32号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第32号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う賦課限度額などの改正と前年所得に基づく国民健康保険税率等の改正を行うものであります。

保険税につきましては、北海道に納める国民健康保険事業費納付金に充てる財源として、北海道から示された標準保険税率を基に前年所得と決算見込みによる剰余金などを考慮した上で税率等の改正を行うものであります。

地方税法施行令の一部改正に伴う改正では、基礎課税額の賦課限度額 6 6 万円を 6 7 万円に引き上げ、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を 3 万円とする改正であります。

また、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、被保険者の数等に乗すべき金額を引き上げる改正を行い、保険税軽減措置を拡充しようとするものであります。

次に、前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正では、保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分について所得割を改め、それに準じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、7 割、5 割、2 割の金額についても改正を行います。

この条例は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしております。

なお、このたびの条例改正につきましては、去る 5 月 2 5 日開催の令和 8 年第 2 回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（中山和生君） 議案第 3 2 号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の一部改正に基づく所要の改正と国民健康保険税の算定の基礎となります前年の所得の確定による税率及び税額の改正を行うものです。

国民健康保険を取り巻く状況は、加入者の少子高齢化などによる減少、医療費の増加、被用者保険の加入拡大等により、安定的に市町村単位で運営を続けることが困難になってきているところです。

平成 3 0 年度から新制度が始まり、北海道全体で国民健康保険事業を運営することになりました。北海道全ての市町村が国民健康保険事業費納付金を負担し、医療費などの財源を確保し、全道で支え合う医療保険として都道府県化され、現在はスケールメリットを生かしながら運営しております。

それでは、議案関係資料の資料番号 3 の 3 6 ページをお開きください。

この表は、条例改正に係る浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

表の右側が現行条文、左側が改正案で、アンダーラインの部分が今回改正しようとする条文、字句であり、5 7 ページまでとなっております。

説明の便宜上、新旧対照表の説明は省略させていただき、5 8 ページの浜中町国民健康保険税条例改正概要に基づきまして主な改正内容を説明いたします。

5 8 ページをお開きください。

改正事項 1 の課税限度額の引上げ及び新設では、地方税法施行令の一部改正に基づき、

第2条第2項及び第23条第1項に規定されております基礎課税額について66万円から67万円に改め、第2条第5項及び第23条第1項に子ども・子育て支援金課税額について3万円を新たに定めるものです。

改正事項2の税率等の改正では、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正で、基礎課税分について、第3条第1項に規定されております所得割で現行の100分の7.135を100分の6.72に改め、第5条に規定されております被保険者均等割で現行の2万9300円を3万300円に、第5条の2第1号の世帯別平等割で現行の3万400円を3万200円に、第2号の特定世帯で現行の1万5200円を1万5100円に、第3号の特定継続世帯で現行の2万2800円を2万2650円に改めるものです。

次に、高齢者支援金等分について、第6条に規定されております所得割では、現行の100分の2.03を100分の1.7に改め、第7条の3第1号の世帯別平等割で現行の9800円を9200円に、第2号の特定世帯で現行の4900円を4600円に、第3号の特定継続世帯で現行の7350円を6900円に改めるものです。

次に、介護納付金分について、第8条に規定しております所得割では、現行の100分の1.83を100分の1.31に改め、第9条の2の被保険者均等割で現行の9600円を9400円に、第9条の3の世帯別平等割で現行の7500円を7400円に改めるものです。

次に、子ども・子育て支援納付金について、第9条の4の所得割を100分の0.29に、第9条の5の被保険者均等割を900円に、第9条の6の18歳以上均等割額を200円に、第9条の7第1号の世帯別平等割を1000円に、第2号の特定世帯を500円に、第3号の特定継続世帯を750円に新たに定めるものです。

改正事項3の保険税の軽減では、7割軽減では、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正し、58ページから59ページにかけては子ども・子育て支援納付金につきましても新たに定めるものです。

5割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行例の改正により、第23条第1項第2号中の被保険者数等に乗ずる金額30万5000円を31万円に改めるものです。

基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金等分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正し、子ども・子育て支援納付金につきましても新たに定めるものです。

2割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行例の改正による第23条第1項第3号中の被保険者数等に乗ずる金額56万円を57万円に改めるものです。

また、59ページから60ページにかけましては、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正し、子ども・子育て支援納付金につきましても新たに定めるものです。

改正事項４の未就学児に係る均等割軽減では、基礎課税分について、第２３条第２項第１号及び第２号中のイの７割軽減、ロの５割軽減、ハの２割軽減、ニの低所得者軽減世帯以外の軽減額を改正し、子ども・子育て支援納付金につきましても新たに定めるものです。

以上の改正条例の規定については公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用するとしております。

また、経過措置として、改正後の浜中町国民健康保険税条例の規定は令和８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については従前の例によるとしております。

次に、６１ページの国民健康保険税条例改正資料をご覧ください。

１の前年度との税率比較について説明いたします。

このたびの改正による税率及び税額について、前年度との比較を申し上げますと、令和７年度の所得割は基礎課税分で６．７２％、０．４１ポイントの減、後期高齢者支援金等分で１．７０％、０．３３ポイントの減、介護納付金等分で１．３１％、０．５２ポイントの減となります。子ども・子育て支援金分は０．２９％で新たに定めます。

次に、被保険者均等割額では、基礎課税分が３万３００円で１０００円の増、後期高齢者支援金等分が９５００円で増減なし、介護納付金分が９４００円で２００円の減となります。子ども・子育て支援金分は９００円で皆増となります。

未就学児の被保険者均等割は５割軽減され、基礎課税分が１万５１５０円で５００円の増、後期高齢者支援金等分が４７５０円で増減なしとなります。１８歳以上の子ども・子育て支援金分２００円を新たに定めます。

世帯別平等割額は、基礎課税分が３万２００円で２００円の減、後期高齢者支援金等分が９２００円で６００円の減、介護納付金が７４００円で１００円の減となり、子ども・子育て支援金分は１０００円で皆増となります。

特定世帯、特定継続世帯は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、課税限度額は、基礎課税分が６６万円から６７万円に１万円引き上げられ、子ども・子育て支援金分は３万円を新たに定めます。限度額の合計は１１３万円となり、前年度から４万円の増となります。

次に、２の前年度との課税比較についてご説明いたします。

この表は、令和７年度の課税見込額、収納見込額、当初予算比較、被保険者数、１人当たり平均課税額、課税世帯などを前年度と比較したものです。

①列は条例改正後の課税見込額で、令和７年度の総額は計欄の３億３０９９万７０００円で前年度比１３０１万９０００円の増となっております。

②列は、課税見込額に収納率９６％を乗じた収納見込額で、令和８年度は計３億１７７５万３０００円で１２４９万７０００円の増となっております。

⑤列の当初予算比較では、収納見込額に基盤安定繰入金見込額を合わせ、そこから当初予算額を差し引いた額が令和８年度では計マイナス６６万６０００円で８５万５０００円

の減となっております。

⑥列は被保険者数で、基礎課税分と後期高齢者支援金等分は1857人で104人の減、介護納付金分は621円で38人の減、子ども・子育て支援金分は、新設のため、1857人で皆増となっております。

⑦列の1人当たりの平均課税額で、基礎課税分は11万9592円で9422円の増、後期高齢者支援金等分は3万7583円で1649円の増、介護納付金は4万8201円で451円の増、子ども・子育て支援金分4949円を新たに定め、この結果、課税見込額の計を被保険者数で除した⑦列の1人当たり平均課税額は17万8243円で前年度比1万6092円の増となっております。

⑧列は課税世帯で、基礎課税分と後期高齢者支援金等分は918世帯で25世帯の減、介護納付金分は450世帯で24世帯の減、子ども・子育て支援金分は、新設のため、918世帯で皆増となっております。

⑨列は1世帯当たりの平均課税額で、基礎課税分は24万1920円で1万2817円の増、後期高齢者支援金等分は7万6025円で1299円の増、介護納付金分は6万6518円で132円の増、子ども・子育て支援金分1万11円を新たに定め、この結果、1世帯当たりの平均課税額は36万563円となり、前年度比2万3365円の増となっております。

⑩列は限度額超過世帯で、基礎課税分は146世帯で28世帯の増、後期高齢者支援金等分は96世帯で18世帯の増、介護納付金分は74世帯で1世帯の増、子ども・子育て支援金分は、新設のため、132世帯で皆増となっております。

次に、62ページをご覧ください。

3の低所得者軽減対象調は、左の区分欄で上から順に7割、5割、2割の基礎課税分、後期高齢者支援金等分、子ども・子育て支援納付金分及び介護納付金分の保険税の軽減区分ごとの資料となります。

下段の計欄の被保険者数及び世帯数についてのみ申し上げます。

A列の被保険者数は、基礎課税分と後期高齢者支援金等分、子ども・子育て支援納付金分は574人で被保険者数割合が30.9%、介護納付金分は145人で被保険者数割合が23.3%となっています。

B列の世帯数は、基礎課税分と後期高齢者支援金等分、子ども・子育て支援納付金分では341世帯で世帯割合が40.2%、介護納付金等分では128世帯で世帯割合が28.4%となっております。

次に、63ページをお開きください。

こちらは、軽減区分ごとの保険税軽減額の資料となっております。

下段の計欄のみ申し上げます。

被保険者均等割額は、基礎課税分で904万4550円、後期高齢者支援金等分で283万5750円、子ども・子育て支援納付金分で26万8650円、介護納付金分で71

万 5 3 4 0 円となっております。

世帯別平均割額は、普通世帯の基礎課税分で 5 7 0 万 7 8 0 0 円、後期高齢者支援金等分で 1 7 3 万 8 8 0 0 円、子ども・子育て支援納付金分で 1 8 万 9 0 0 0 円、介護納付金分で 5 1 万 2 8 2 0 円、特定世帯及び特定継続世帯については記載のとおりとなっております。

軽減額の計では、基礎課税分で 1 5 0 3 万 9 2 5 0 円、後期高齢者支援金等分で 4 6 6 万 1 9 5 0 円、子ども・子育て支援納付金分で 4 6 万 7 1 5 0 円、介護納付金分で 1 2 2 万 8 1 6 0 円となっております。

以上がこのたびの条例改正事項に関する説明となります。

次に、6 4 ページをご覧ください。

令和 7 年度国民健康保険特別会計決算見込書は令和 8 年 4 月末時点のもので、歳入歳出の科目ごとに予算額と決算見込額を比較したもので、税率算定の際に用いて歳入の国民健康保険税を除き、確定しているものです。

資料右下に記載の見込金額についてのみ申し上げます。

歳入合計 1 0 億 3 3 5 4 万 5 0 0 0 円、歳出合計 1 0 億 2 0 3 3 万 3 0 0 0 円、翌年度繰越見込額 1 3 2 1 万 2 0 0 0 円となっております。

次に、6 5 ページをご覧ください。

令和 7 年度国民健康保険税収納状況調書は、令和 8 年 5 月末時点の速報値として示した資料です。

上の表の国民健康保険税中、下段の合計欄のみ申し上げます。

合計、現年課税分、予算額 3 億 5 7 4 万 5 0 0 0 円、調定額 3 億 1 5 1 3 万 5 6 0 0 円、収納額 3 億 8 5 2 万 3 4 8 0 円、不納欠損額 2 2 万 8 2 0 0 円、収入未済額 6 3 8 万 3 9 1 6 円、収納率は 9 7. 9 % で前年度比 0. 2 ポイントの増となっております。

滞納繰越分は、予算額 6 1 5 万円、調定額 1 9 0 4 万 4 2 1 7 円、収納額 7 3 3 万 2 1 7 8 円、不納欠損額 1 9 万 1 6 5 8 円、収入未済額 1 1 5 2 万 3 8 1 円、収納率は 3 8. 5 % で前年度比 4. 6 ポイントの増となっております。

保険税合計は、予算額 3 億 1 1 8 9 万 5 0 0 0 円、調定額 3 億 3 4 1 7 万 9 8 1 7 円、収納額 3 億 1 5 8 5 万 5 6 6 2 円、不納欠損額 4 1 万 9 8 5 8 円、収入未済額 1 7 9 0 万 4 2 9 7 円、収納率は 9 4. 5 % で前年度比 0. 1 ポイントの減となっております。

この結果、最終決算見込みは約 1 7 0 0 万円の黒字決算となりますが、次年度以降、北海道に納める国保事業費納付金の増額が予想されることや国保加入者の減少、昆布漁などの漁獲量の低下による減収、地域の経済状況などを総合的に判断し、決算余剰金を減税財源に充当せず、国民健康保険財政調整基金に積み立てることとなりました。

国保会計の財政基盤を担う保険税につきましては、厳しい地域経済状況の中、加入者の納税意識の高揚と各種収納対策により、高い収納率を維持することができております。本年度におきましても、相互扶助の原則を踏まえ、保険税の収納確保に努めるとともに、医

療費適正化の推進を図り、国保会計の健全な運営に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、議案第32号の補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第32号の質疑を行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 国保会計については、当初予算では税率が決定せず、3月の確定申告を待って6月定例会で税率を改正するという仕組みになっていると思います。

私が当初予算のときに国保会計の仕組みについて確認をした事項がありますので、改めて、新しく異動になった課長にその部分を確認したいなと思っております。

北海道は、市町村の医療費や所得等を基準に市町村ごとに納付金の額を決定し、市町村は納付金の額に応じた国保税を賦課します。これが今の6月議会のものだということです。

本町は、前年所得を基に前年度繰越金の一部と激変緩和措置として国保財政調整基金を減税財源に充てて税率改正をしてきております。

お聞きしますが、本年度の前年度繰越財源は幾らになっているのでしょうか。これについては、64ページに決算見込書があり、歳入歳出のBマイナスAということで1321万2000円の繰越見込額があるということです。この額の一部を減税財源に使っているのではないかなと思われませんが、この中で幾らを減税財源に使ったのでしょうか。

もう一つは、当初の予算の段階では国保財政調整基金も減税財源の一部に使うと聞いているのですけれども、繰入れをしているのか、現在の国保財政調整基金は5月末でどのくらいあるのか、そして、その中から減税財源に使ったとすれば幾らを使ったのか、金額を知らせていただきたいと思います。

次に、65ページの健康保険税収納状況の速報値についてです。

その中で気になったのは、現年課税分の不納欠損額があるということです。医療費分で17万5792円、後期高齢者支援金分で5万2408円の合わせて22万8200円の不納欠損額がありまして、多分、1年で消滅するのですから、払えなくなったということなのですが、地方税法第15条の7にある5項のどの部分で落としたのか、お知らせをいただきたいなと思います。

また、収納率が国保税全体で94.5%ですが、これは速報値ですから、指定金融機関にあって、まだ出納室に入ってきていない部分もあるかと思います。それらを全部含めて現在の最終の収納率が出てくるのかなと思うのですが、その金額を知らせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（中山和生君） ご質問にお答えします。

国民健康保険の在り方、仕組みについてです。

議員がおっしゃるとおり、保険給付に必要な費用を北海道が負担し、その財源として市

町村が北海道へ納付金を納める方式となっております。北海道は、各市町村の所得などを基準に市町村ごとに納付金を決定し、市町村は納付金の額に応じて国保税を賦課し、本町は前年所得を基に、前年度繰越金の一部のほか、激減緩和措置として、一部、国保財政調整基金などを充てて税率改正している状況です。

次に、繰越財源等についてお答えいたします。

議案関係資料の64ページの右下の表の翌年度繰越見込額1321万2000円と65ページの国保税収納状況調書の速報値の収納額から64ページの歳入国保税の決算見込額を差し引いた465万2000円が5月分の収入になるかと思うのですが、それを足し合わせた1786万4000円が繰越財源となります。

減税財源としてどれだけ充てるかという点、こちらを丸々充てるのではなく、国民健康保険運営協議会の中でも、1000万円を基金として、その差額分の780万円前後を減税財源に充てるとしています。

現在の国民健康保険財政調整基金の残高は1億1551万1000円になります。

今年は昆布の生育が悪く、棹前昆布漁にも出ないと聞いております。ところが、令和7年度の課税所得額が6年度に比べておよそ3割も上がっている状況にあります。そこで何が起きるかといいますと、令和8年度の道への納付金は4年度から6年度の課税所得額で算出されておりますけれども、9年度の納付金は、5年度、6年度のほか、課税所得額の高い7年度も算出根拠になってしまいます。そうすると、9年度からの納付金上がる可能性が出てきます。

そこに備えるため、減税財源として、ある程度の基金は保有しておきたいと考えておりますし、また、昆布の不漁など、様々な不測の事態があると思いますが、備える財源として基金を積み立てておかなければならないという国民健康保険運営協議会の意見も踏まえての措置としております。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（久野義仁君） それでは、議案関係資料の65ページの収納状況調書のうち、不納欠損額についてのご質問にお答えいたします。

議員から詳しい地方税法の条項まで触れていただいたので、その説明は割愛しますが、まず、不納欠損の基本的な考えは、滞納処分の執行停止の後、一定期間を過ぎたものに関しては、地方自治法の規定により、債権の消滅ということで、実際には不納欠損という言葉はないのですが、一般的には不納欠損という言葉を使って債権の消滅を行っております。

このたび、現年度分の不納欠損がなかなか見慣れない金額になるかと思うのですが、実態をご説明します。

地方税法第15条の7の第1号第5項に即時消滅というものがございます。この即時消滅に当たる要件としましては、今回の国民健康保険税の不納欠損のみで申し上げますと、外国人就農者の分となります。

地方税法第15条の7第1項第5号では、国保税の賦課期日が4月1日付になりますが、それ以前からいた方が納税通知を送る前に海外へ出国してしまった、もしくは、納税通知書を送った後に海外に出国し、本人に収納の見込みが全くなり、徴収不能が明らかであり、直ちにこの債権を消滅させてもいい状況である場合は即時消滅に当ててもいいという規定になっております。

7年度分につきましては、全体で7名の方が現年の即時消滅に当たる外国人になりまして、その合計が22万8200円となります。

また、滞納分の不納欠損の中にも1名の外国人がいらっしゃいまして、これは7年度の現年度分と重複しておりますので、延べ8名の外国人が国保税の不納欠損に当たります。そのほかは全て日本人です。

二つ目の最終的な収納率と収納金額については、65ページに速報値としてお示ししている金額と収納率が最終の速報値になりまして、これ以降に入ってきている金額はございませんので、この数字をそのまま使っていただいて結構です。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 税務課長から不納欠損について詳しく説明がありました。

納付書が着く前にいなくなってしまった外国人就業者の分を即時消滅として落とせるということで、認識を新たにしました。

それから、最終収納率については97.9%が現年度分、滞納繰越分が38.5%で、このとおりだということを確認させていただきました。

次に、翌年度への繰越しですが、1321万2000円ではなく、1786万4000円になり、そのうちの1000万円は、全道一律で同じ仕組みで各市町村に通知され、同じ町村であれば同じ額が通知され、そこから基金を増やしていくという実態があるのだなと思っています。

今回、道からの納付金の額については3億6129万円という通知が来ています。これは当初予算に計上されていまして、それぞれ医療費分が幾ら、後期分が幾ら、介護分が幾ら、子ども分が幾らとされていますので、来年度以降、近々、平準化されることに備えて基金を増やしていくと理解していいですか、確認させてください。

○議長（落合俊雄君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

保険課長。

○保険課長（中山和生君） お答えします。

基金についてですが、来年度から課税所得額の大きかった令和7年度分が納付金の額に算入されますので、そうすると納付金が上がってくる可能性がございます。9年度、10年度、11年度の金額が上がるのかなと思っております。まず、そちらの減税財源に充てたいということです。

12年度以降、基金は道の統一保険料化となり、減税財源としては使えなくなりますけ

れども、収納率が低くなって足りなくなった場合は基金で賄うことになります。道からも基金を借りることができるのですけれども、返済が必要となること、また、2年続けて不景気だったりすると返済が滞ってしまうこともあります。

なお、本町は、1次産業のまちでありまして、所得の増減がかなり大きいことから、ある程度の基金はしっかりと押さえておくべきではないかと考えており、今後の国保運営協議会でもしっかりと諮問してまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（落合俊雄君） 日程第13、議案第33号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、姉別地区辺地の整備計画について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

整備計画の概要を申し上げますと、浜中姉別地区一般農道整備及び公社営草地整備事業で、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年となっております。

なお、令和8年5月12日付地政第374号をもって北海道知事との協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第33号の質疑を行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 辺地の総合整備計画を新たに策定するということですが、一つ確認です。

浜中姉別地区一般農道整備とありまして、北海道の事業主体だから農道ということなのだろうけれども、浜中町的にいったら町道浜中姉別間道路だと思うのです。

次のページの熊牛地区辺地についても同じ部分があって、既に施工された分の数字が載っているということです。熊牛地区辺地については1億6624万円の事業費で、浜中から姉別側に向かってほぼ終わった数字がここに載っています。その延長で、今回、姉別側の事業費が8億円と出てきているということかと思います。

確認は、町道を農道という形で北海道が事業主体になってやることについては問題ないのかどうかです。

また、整備し、拡幅などをした場合については道路法上という道路台帳の修正があり、交付税に延長、幅員のそれぞれが加算されるはずですが、それについてきちんと入れられているのかどうか、算定根拠に入っているのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

姉別地区の辺地計画ということで、今回、令和8年度から5か年の計画を計上させていただきました。

3の公共的施設の整備計画に記載されている農道の部分につきましては、内訳としましては、浜中姉別間道路の8年度から12年度までの合計の工事費ということで、少し多めに数字を計上しております。

8年度予算につきましては、第2地区工事の最終年に当たる分、それから、令和8年度から12年度までの5か年の第3地区工事の分の総額を計上させていただいております。

こちらは事業費として計上させていただいており、道とも打合せをしてこういう形で計上して構わないという許可をいただいているとご理解をいただければと思います。

町道との関係ですが、改修に当たって幅員が変わりましたら、町道の面積が変わりますので、交付税算定のときに数字を計上し直すことになり、普通交付税の対象になっていくと認識しております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第33号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 議案第３４号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第１４、議案第３４号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第３４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、熊牛地区辺地の整備計画の変更について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

計画変更の概要を申し上げますと、狹霧橋補修工事事業に係る事業費が増額となる見込みであることから、計画に記載している辺地対策事業債の予定額を増額するもので、計画期間については令和４年度から令和８年度までの５か年となっております。

なお、令和８年１月２３日付地政第２８８０号をもって北海道知事との協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第３４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第３４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決されました。

延 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 5 時 0 9 分)